

平成27年美郷町議会議事録

第2回 定例会 (第3号)

招集年月日	平成27年 6月 8日					
招集の場所	美郷町役場議会議場					
開会日時	開 会	平成27年 6月15日 午前 9時30分				
		議 長 佐 竹 一 夫				
及び宣告	散 会	平成27年 6月15日 午後 3時47分				
		議 長 佐 竹 一 夫				
応招、不応 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席11名 欠席 名 凡例 ○ 出 席 △ 欠 席 × 不応招 ○△公務欠	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別
	議 長	佐 竹 一 夫	○	5	岩 根 和 博	○
	副議長	黒 川 民次郎	○	6	山 本 幹 雄	○
	1	原 克 美	○			
	2	福 島 教次郎	○	8	安 田 勝 司	○
	3	栗 原 進	○	10	箕 根 正 一	○
4	藤 原 修 治	○	12	西 嶋 二 郎	○	

会議録署名員	5番	岩根和博	6番	山本幹雄
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	景山良材	住民課長	高橋武司
	副町長	樋ヶ司	健康福祉課長	木川士朗
	教育長	田邊哲也	産業振興課長	烏田正輝
	総務課長	渡邊泰文	建設課長	赤穴清
	企画財政課長	窪田英通	大和事務所長	漆谷和彦
	定住推進課長	岡先宏和	教育課長	漆谷千鳥
	出納室長	小田運博		
職務により議会に出席した者の職・氏名	局長 三上利三			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

平成27年美郷町議会第2回定例会議事日程
(第11号)

平成27年 6月15日(月) 午前 9時30分 開会

順序	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	一 般 質 問

(開 会 午前 9時30分)

●佐竹議長

おはようございます。開会前ではありますが町長より発言を求めておられますので、これを受けたいと思います。

●佐竹議長

番外、町長。

●景山町長

開会前ではございますが、議長のお許しをいただきましたので一言この度の式典について、お礼を申し上げたいと思います。12日に行いましたみさと館の竣工式、そして昨日の美郷町の合併10周年記念式典でございますけれども、議員の皆様には議会の最中でありましたけれども、ご参集をいただきましたことを、本当に厚く御礼を申し上げたいと思います。こうして天候にも恵まれまして順調に、この2つの事業が終了いたしましたこと、重ねて厚く御礼を申し上げるところでございます。これを契機といたしまして、これからの10年、そしてまた、みさと館の益々のこれからの町民の皆さんと一緒に、美郷町の発展に寄与して参りたいと、このように思っておるところでございます。どうか今後とも、皆様がたのご支援、ご協力をお願い申し上げまして、簡単措辞でございますけれどもお礼にかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

●佐竹議長

全議員出席であります。これより会議を開きます。本日の議事日程は、予めお手元に配布してあるとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番・岩根議員、6番・山本議員を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。通告順に質問を許します。

通告1、10番・旗根議員。

●佐竹議長

10番。

●旗根議員

あらためまして、おはようございます。第2回定例会一般質問の初めに質問をさせていただきます旗根でございます。よろしくお願いたします。あらかじめ通告をさせていただいております「農地の取得について」ということで、質問をさせていただきます。我が国のように国土が狭く、かつ、その3分の2は森林が占めるという、自然条件の下で食糧の安定的な供給を図り、優良な農地を確保し、効率的に利用していくために権利の異動や農地取得等について、農地法に基づき国が定める基準面積があります。が、現実として、それぞれの市町村の農業委員会で農地を売買する時の面積等々について、上限が定められております。また、許可も得る必要がございます。本町において、農地の取得をするには、保有面積が30アール以上を所有されていることが、美郷町の農業委員会の条件として定

められているところでございます。30アール未満しか農地を所有されていない農家は、農地を取得することはできません。このような農地取得状況について、即条件に満たない農家の方から申されるのに、保有面積の条件をせめて10アール以上に緩和してもらうことができないだろうか、の話を聞くところでございます。こうしたことにつきまして、町長の所見をお伺いいたします。以上です。

●佐竹議長

番外、町長。

●景山町長

箕根議員の質問にお答えをいたします。農地の取得についてでございますけれども、農地を取得する場合、農地法上では耕作する面積が50アール以上であるとされています。ただし、この取得に必要な下限面積については、一定の要件を満たせば自治体の農業委員会が別に定めることができるとされており、美郷町においては、議員のご質問にございますように30アール以上と規定しております。この面積設定については、平成23年9月1日から施行されております。下限面積の設定につきましては、耕作面積ごとの農家数に基づき算定することになっており、当時の農家数からこの面積が算定された経過がございます。農地法では投機的な所有を制限し、農地が有効に活用されていくことを保証するために所有に関する規定が定められておりますが、当町の現状は、離農し荒廃化していく小規模な農地が拡大していくという懸念がございます。このような現実において下限面積を低くし、取得のハードルを下げることは、担い手の確保や、新規就農者の確保を促進する一つの手段にもつながる可能性を含んでいると考えております。下限面積に関しましては、最終的には農業委員会の決定に委ねるところでございますが、先ほどの農地の荒廃化を防ぐことや新規就農者の確保につながっている点についても、下限面積設定の際に検討を加えていただくことを農業委員会へ提案をさせていただきたいと考えております。以上。

●佐竹議長

10番。

●箕根議員

今、先ほど町長おっしゃられたとおり、私もそれに同感するところでございます。農地を所有されておられない方、地域協力隊の方で美郷町で農業を進めて行きたいという方、またUIターンをして就農を考えておられる方々に対しまして、当初から求められるのではなくて、3年間程度は利用権設定等々をされて、その後所有者との契約のもと条件を付けて、この取得されたものをさらに5年10年とされる農地として利用なり、転売されることが一番懸念されるところでございますので、取得されたのち5年10年と耕作をしていただくことを契約条件とするような条件をつけて、就農していただくことが大切にはないだろうかと思うところでございます。こうしたことにより、さらなる取得して、所有して、耕作するということは就農意欲の高揚にもつながるのではないのでしょうか。私は

そういうことを思って、さらなるこういう取組みをすることにより耕作高齢化が進む中、耕作放棄地が少しでも増えるのを歯どめをかけることができるのではないのでしょうか。さらには、こうした就農者の公募を広域にわたり行い、入植してもらい産業振興、また定住対策にもつながるのではないのでしょうか。こうしたことを体しまして、町としても何らかの支援なり、協力をしていただくというような何かの特典、特典というかそういう支援を何か考えておられませんか、ちょっとお伺いしたいと思います。

●佐竹議長

番外、町長。

●景山町長

旗根議員のご質問でございますけれども、いろいろ県下の状況等も調べてみましたけれども、やはり県下にも色々なところがございまして、10アール程度のところもございまして、それより少ないところもあるようでございますけれども、こうしたこと、今お話でございますように地域おこし協力隊でも、農業に取り組んでいただいております方もございます。こうした方も含めてですね、この30アールというものが多いか少ないかということでございまして、やはりあくまでもですね農業委員会の議決が必要でございますので、町としてはですね農業委員会の方にこのように提案をさせていただきたいと考えておるところでございますが、詳しくは担当課長の方からお答えをいたします。

●佐竹議長

番外、産業振興課長。

●烏田産業振興課長

議員ご質問でございますけれども、まずあのおやはり一番の問題は農地を取得して農地を農地として活用していただくと、これが一番大事なところだと思います。それで先ほども町長答弁にもありましたように、投機的な目的とかですね、農地、農業をする能力がない方がですねその農地を取得するということは、これは農業委員会の方としても非常にあのお頭が痛いところではございます。このお幾ら面積が少ないといっても1反、2反をやればですねそれなりの装備もいりましょうし、そういうことも全くないところでの農業開始していくには、それなりの裏づけが必要であろうと思います。そういうことも、農業委員会の審査の対象になるのではなかろうかなと思っております。それでやはり議員おっしゃったようにUIターン者、あるいは地域おこし協力隊、当地に基盤がないわけでございますので、農地は持っていらっしやらない。しかし、農業をやりたいという希望もあります。それから、定住を進めている中で20の中で家は買えるけれども、家は売るけれどもあわせて近隣にある一部のところの1反程の農地も、これも処分したいんだと、いうところになったときには、こういう農地法上の下限面積の設定ということがあって農地だけが所有権移転は出来ないと、そういう問題も中には出てくるころだと思います。そういうことも考えながら、農業委員会の方と協議をしていってですね、何かいい方法がないかということをご提案したいと思います。それから下限面積の設定の一応の設定の、計算式と

いうものがございますので、それを超えた下限面積の設定というものを、あるいは新規就農者の取得とかですね、荒廃農地の防止、そういうものを含めて下限面積の設定というのは、当地においては考えていかななくてはならないのではないかなと、そんなふうに考えております。

●佐竹議長

5番。

●篠根議員

今、おっしゃるとおりでございまして、私が聞いたところによりますと15アールを所有していると、それでその自分の隣地にもう帰って来られない空き家等々で7アールの畑、田んぼ等はあると、これを管理は近くにあるんで、何とかしてあげておるんだけど、それを取得するということがね今までの30アール以上持っていないところに、できないというように話を聞いた中において、そういうところの荒廃を防ぐためにも、是非ともこれは必要ではないかなと私は考えてこういう質問をさせていただいたところでございます。当初、最初に町長も申されましたように、こうしたことを町が決めるのではなく農業委員会で、の方で提案していただくということを私もお願いをしまして、私の質問を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

●佐竹議長

篠根議員の質問が終わりました。

通告2、4番・藤原議員。

●佐竹議長

4番。

●藤原議員

4番、藤原でございます。議長のお許しを得ましたので私の方からは、以下の3点について質問をさせていただきたいと思っております。まず第1点目は、「若者定住住宅建設と定住人口の拡大について」ということでございます。ことし10月には、国勢調査が行われます。この調査による人口数値が地方交付税の交付算定額、交付額算定基礎となる重要な調査であります。この調査結果に反映させるために、若者定住住宅が2団地8棟建設予定されておりますが、一部団地においては当初に応募者がなく9月末までの完成入居は不可能とのことでした。定住は美郷町の最重点課題であります。昨年度より、新たに定住推進課も新設され、大いに期待をしておりましたが、残念な経過となっております。このことに対し、どこに問題があったとお考えですか。また、施策や実施組織体制の見直し時期に来ているかと思われませんが、変更、是正のお考えはないか伺いたいと思っております。

2点目としまして、「空き屋バンク」と「特定空き家」についてであります。空き家対策として美郷町では、UIターン者を対象とした定住対策の1つとして、空き屋バンクを運営し、情報の発信と利用者とのマッチングが行われております。先月、空き家対策特別措置法が全面施行され、空き家対策の本格化ということで、自治体の権限が法的に位置づけ

され、これまでとは違った本格的な空き家対策がとれるようになりました。先般の連合自治会長会議の資料にも空き家情報の提供を求めていましたが、これにより空き家バンク登録件数拡大のほかに防災、治安、景観等の問題が懸念される空き家を特定空き家として改善を求める仕組みがスタートします。空き家特措法の全面施行による空き家バンクと空き家対策の取り組みについて、お伺いをいたします。

3点目は、万全な土砂災害の防止をとということについてであります。昨年8月の広島での土砂災害がまだ記憶に新しく残っておりますが、梅雨時期に入り防災対策の徹底が望まれます。土砂災害の防止には森林の適正な管理が重要であり、特に伐採跡地の緑化推進や伐採後の残渣の整備、また、治山や砂防施設の新設や堆積土の除去等の機能回復などが有効と考えます。美郷町の江川沿線は急峻な山林がほとんどで、不安定な地形や地質、土砂災害危険箇所も多いと思われまます。新たなハザードマップも先般配布され、改めて土砂災害の危険区域の多さを確認したところでありますけど、安全・安心な暮らし実現のため、土砂災害防止に対するお考えを伺いたいと思います。以上3点、よろしくお願ひいたします。

●佐竹議長

番外、町長。

●景山町長

藤原議員のお尋ねの1点目の、「若者定住住宅」建設と定住人口の拡大についてでございます。本町では、定住対策の中心となる事業といたしまして、若者等の人口の増加と定住化を図るため、平成19年度から「若者定住住宅建設事業」を実施をいたしております。本年3月末時点で、7団地に37戸の建設を行い、37世帯の方が入居をされております。10月の国政調査までに今年度建設を予定しておりました2団地を加え、9団地45戸を見込んでおりました。今年度建設予定の2団地につきましては、昨年10月から、町内や近隣市町へ募集チラシの配布のほか、ホームページ、IP告知放送、UIターン相談会などで募集をしておりましたけれども、議員ご指摘のとおり、寺谷ニュータウンにつきましては、応募者がなく、やむを得ず募集期間を延長し、現在2名の方から応募をいただいておりますが、国勢調査期日までの入居は間に合わないという状況でございます。若者定住住宅は子育て世代向けの住宅ということで、特に県外から移り住むという方にとっては、今の仕事をやめて来られることとなります。限られた職場の中から、安定した仕事を選択することが困難な状況であることが、町外からの応募者が少ない一番の問題だというふうに思っております。また、施策の実施組織体制の変更、是正の考えがないかということでございますが、この事業によりまして、町外からのUIターン世帯は26世帯125名あり一定の成果は感じておりますけれども、近年は、他の自治体でも同様な施策を行う団体がふえてきており、斬新的であったこの事業魅力が薄れてきていることは否めないところでもございます。町では、昨年度から定住推進課を新設し、課内に定住部門と雇用部門を配置し、相談窓口を一本化することにより、UIターンを考えておられる方の希望を、ワ

ンストップで、相談に応じる体制をとっております。定住対策は、広範囲の連携による体制、広角的な対策を整えることが必要であります。今後、推進体制を見直し、若者定住住宅だけでなく定住人口拡大のために取り組んでいる事業、これから取り組むべき事業などを総合的に検証、検討する場を設け、美郷町に住み続けたい、住んでみたいという魅力を感じていただけるような施策を展開したいと考えておるところでございます。以上。

●佐竹議長

4番。

●藤原議員

「若者定住住宅」と定住人口の拡大についてということでご質問をいたしました。私は、議員に出さしていただく時に定住人口の拡大ということをお約束の中に1つに掲げておりまして、事あるごとにですね定住の人口の拡大というテーマをよく一般質問中でしてきた経緯がありますけど、去年の3月の一般質問の時、その時に、町長はですね先ほど話もありましたように、定住推進課を設けられまして定住に取り組む姿勢をバーンと出されたわけでありまして、非常に意欲を感じまして高く評価をしたところでもあります。その時に予算の中で、2団地に定住住宅をですね、建てるんだということを申されました。私はその時に国勢調査というものがあるから10月に間に合わなければ意味がないですよ、どうですかということをお願いしました。当時の担当課長はですね、10月は当然間に合わず、間に合いますということも明言されまして、議会の方も予算をとおし、今年度もその建設に向けての予算がとおったというところでもあります。先日ですね、5月に行政視察、ありました。野井の団地を見させていただきました。また、寺谷団地も見させていただきました。その時に寺谷団地についてはですね、ちょっと入居・建設が間に合わないということをお聞きされまして、ちょっと愕然ときたようなことであります。これは、ちょっと如何なものかということで、この度、このことを取り上げさせていただきました、批判をさせていただく、というまあことになった訳であります。我々は住民の代表で選ばれ、ここに出ております。町の色々な事件を審議し、決定し、そして時には批判をし、時には監視をさせていただく、そのことによってですね、行政の合理的な功利的な、あるいは誠意ある、誠意ある施策の展開を求める訳でありまして、そういったことでちょっと、この建設についてですね定住が最重点課題といいながら、定住推進課を設けながら、この建設ができなかったと。これちょっと大きく、やっぱり、考えていただきたいということで、まあちょっと議論をしたいということでもあります。まああのお根本的にですね、この定住推進ということが町の最重点課題になった経緯をちょっと、お話しください。

●佐竹議長

番外、町長。

●景山町長

今、藤原議員の定住推進の根拠ということでございますけれども、やはり合併当初からですね人口減が始まっておる平成17年の国勢調査において、県下でワーストワンの10.

数%、何%、ちょっと端下忘れましたが、非常にまあ減少率が高いということからですね、若者定住住宅を取り入れていこうということで事業が始まったと私は思っております。まあ非常にその後ですね、先ほど申し上げましたように非常にこの定住住宅25年で掛け3万、月3万でございすけれども、25年掛けていただければ自分のものになると、いうことが非常に魅力であったんではないかと思っておりますけれども、ああして現在までですね、やはりこのお定住住宅は皆さんがそういう目で見られて、それぞれの地で生活をさせていただくと、いうこととございすけれども、やはり若い人にはそれは魅力であるということ間違いないと思っております。こうしたことを念頭に置きまして、この定住住宅を建ててきて、建設をしてきましたけれども、先ほどお話しのように寺谷団地につきましては、2戸が現在、まあ申し込みがっておりますけれども、もう1戸ほどですねあればと思っておりますけれども、募集期間は延長したりしております。野井につきましては、ここはすべて入居が決まっておりますので、これは国政調査の対象でございすけれども、残念ながらお話しのように寺谷団地については、国勢調査には間に合わない、いうこととございす。担当課長から詳しく申し上げたいと思っております。

●佐竹議長

番外、定住推進課長。

●岡先定住推進課長

はい。若者定住住宅建設の経緯、えーと、事業の経緯につきましては、先ほど町長申したとおりでございす。で、入居募集が今回に限ってなかったという、議員ご指摘のとおりでございす。で、野井につきましては、ちょっと先ほど町長5戸決まっていたと言いましたけれども、正確には5戸目の入居者が、ちょっとキャンセルをされましたので、現在決まっておりますのは5戸のうち4戸でございす。で、1戸につきましては、募集を再募集をしまして、今、申し込みが1件っております。ということで野井につきましては、当初の募集の時に3名、決めさせていただきました。その後、2軒につきましての再募集ということをしていただきました。で、町外からの申し込みが実は5件ありました。これはすべて県外の方でございす。で、そのうちの1件につきまして審査、決定をさせていただいたところとございすが、やはり職場というものが一旦はこちらに決まっていた職場が、申し込みをして決定後に取り消しになったということで、それを期にキャンセルをされました。ということで、やはり、先ほど町長が申しましたように仕事場、職場というのが大変重要な位置というか、を占めているというふうに思っております。で、寺谷ニュータウンにつきましては、募集を3回ぐらい延長をさせていただきました。今現在も募集中でございすが、1軒についてまだ先ほど町長の答弁のとおり決まってない、申込みがないという状況でございす。今後あのお募集につきましては、募集、随時の募集にさせていただいて、募集期限を定めずに残りの今、募集をいただいております2件が採択されれば、まあ1軒残るわけでございすが、その1軒につきましては随時の募集ということで、色々県外、町外を中心にPR等しながら、募集をかけていきたいというふう

に思っております。

●佐竹議長

4番。

●藤原議員

ちょっとあのお、他のことまで色々答弁をいただきましたけど、私、最初、最重点課題になった経緯を町長に問いかけた訳でありますけど、まさにそのとおり、まあ昨日、合併記念式典ありました。平成16年10月に合併しまして、その翌年、平成、言われましたように平成17年10月にですね国勢調査ありました。合併して1年後にね、国勢調査ありました。そこで町長10.数%と言われましたけど10.8%、県下で最大の下げ率だったんですね。新町が出発して1年たって、さあやろうかといった時に、がくつとするような数字が、まあ新聞紙上に出まして、これは一大事だ、大事だということで、当時の企画課の中に定住推進室をこさえられ、係長をそこに配置し、職員を配置し、コーディネーター配置、という格好で定住人口の拡大についてですね、その時から始まったと。まさにそのとおり、言われたとおりでありまして、その成果としてですね、平成22年ですか5年後、その時は9.数%だったと思いますけど、11%ぐらいだったものが2ポイント下がったということで、非常に定住の成果が出たところでもあります。そして、今回、今年10月に合併後、第3回目の国勢調査があるということです。国勢調査ということが非常にまあ、ポイントなつとる訳でありまして、言いましたように交付税措置の算定の基礎となるということで、非常に重要なことと捉えておるといことの中で、まあ定住推進課を先頭にですねえ一所懸命、定住人口の拡大ということで、取組まれた訳でありますけど、残念ながら今言われたような事態になってしまったということです。私、去年の質問の時に、その時に町長にですね10月の国勢調査、目標の人数は何人ですかということをお願いしました。町長は、4840名定数維持するだろうと、いうお答えでありまして、まあ出生、自然増、自然減、また社会、社会増、社会減、政策による社会増もあります。そういったことを加味してですねえ、5000人ぐらいはキープしますよという力強い言葉が、欲しかったということをお私、言ったことを覚えてますけど、やはり目標を設定をですねえ、高目、まあ高目と言いますか、推移するだろうと。4840名で推移するだろう。それがですねえ、もお職員の皆さん4840ありやいいんだと、いう様なところで、意識がですね、非常に高まらないといいいましようか、そういったところがあったんじゃないかと思えます。やっぱり目標をしっかり持って、高いところに設定して、それに向かっていく、その気概、気持があればですね、このたびのような間に合わなかった、ましては定住推進課を新しく作ってスタートして、さあやりましょうと、いった時にですね、こういった事が起きたということでもあります。非常にまあ、残念なことでもあります。あのお、目標設定ということは私、非常に大切だと思います。まあ昨日の合併の式典の時にもですね、町長「水と緑、いきいき夢あふれる協働の町」ということを言われました。夢ですね、やっぱり夢がある人には、やる気があるんですよ。やる気がある人には、目標があります。

目標があるから計画があって、そこにPDCAが回っていくんですよ。やっぱり目標、それをしっかり立てていただいて、事を進めていただきたい。やる気を起こさすためには、やっぱり目標を立てる。そこに計画を持たせる。Pですね、D、C、A。計画があれば行動があります。行動があれば結果があります。結果があれば、そこに反省とか、また次のステップということが回っていくわけですよ。とにかく目標設定ということが、私は一番大切だと思います。そのことをですね、是非とも掲げていただきたい。今年の例えば予算、よくこんなこと、例えば今年の予算なんかでもですね、私よく言いますけど、ふるさと納税の数値がですね、千円しか無かったんですね。幾ら、幾ら入るかという、入りの部分で千円だけ計上しとられました。会計的にですね備忘価額といいたいでしょうか、目標数値が、めちゃくちゃ少ないんですね。そんなじゃ、やっぱりだめです、しっかりとした目標持って、どんと出していただかないと、職員の方々は、やっぱり響かないんじゃないかと思えますんで、しっかりとした目標を持ってですね、事に臨んでいただきたいと、このように思います。それで、まああのお、昨年この定住住宅の質問の他、以前に私、質問したことがあります。もっと魅力的な住宅にブラッシュアップをされてはどうでしょうかという中で、入居者の方のですね満足度を調査するアンケート調査をされたらどうでしょうか、意見交換会を持たれたらどうでしょうか、という申し上げました。そんな時に意見交換会、要望があればやりますよ、満足度調査、適宜やっています、ということを答弁がありました。満足度調査、あるいは意見交換会、これまでありましたでしょうか。

●佐竹議長

番外、定住推進課長。

●岡先定住推進課長

はい、満足度調査、あるいは意見交換会でございますけれども、意見交換会につきましては、ちょっとあのお機会がなくて、まだ開催というか、開催はいたしておりませんが、若者定住住宅に入居されておられます方に対して、一応、アンケートの方は取らせていただいております。それと建設されております地域の自治会の代表の方に対しても、同じようなアンケートはさしていただいております。ちょっと、あのおアンケート回収率が、3割ちょっとぐらいしかなくて、全員の方、なるべく多くからのアンケートの回収を期待しておりましたけれども、若干、あのお分析、どういうふうにしようかというところにつきましては今、検討しているところでございます。

●佐竹議長

番外、4番。

●藤原議員

アンケート調査やられたということ、意見交換会は開かれていないということでありませう。まあそういった事、きめ細かなことをですね、積上げていかないから魅力ある団地に変貌していかない。よそが真似をしてくるから、どんどんどんどん、そちらの方がよくなっていったら、応募がなくなるということじゃないかと思えます。当初、この施策を

打ったときにはですね、北海道から沖縄まで、ものすごく反響がありました。ということです。連日、その報道の後、日には、もお電話が鳴り響いとったというようなことも聞いておりますんで、これがですね、やはり良い施策は真似をされます。しかし、それに甘んじておつては、やっぱりだめでありまして、色んな、私、言いましたように色んな調査、アンケート調査とか、意見交換会を持ってですね、より良い住宅に、まあ変貌さしていく、そういったことがですね、努力が足りなかったんじゃないかと思います。そんな時、私は、あんな時の質問の中でですねえ、ガス化ということを申し上げましたけど、これはまあ要望を聞いていただきまして、電化とガス化、どっちかを選ぶという、まあ事になりました。それと建設位置についてですね、やっぱり将来自分のものになるから、そこに車庫を建てたいとか、庭を作りたいとか、あるいは子供の部屋を増築したいから、自由設定されたらどうか、ということをお願いしたら、定住住宅、住宅としての景観もあるので、前を揃え取ると、というようなことをでありました。まあ、あのお、個性がないんですね、どっかの被災地の、被災者の方の住宅みたいな感じで、だぁーと並んだ感じでありまして、全くですね、没個性といいたまうでしょうか、そういった、やっぱり、ある程度柔軟な発想を持って、魅力ある住宅にできるようなことに、また変貌して行けばいいんじゃないんでしょうかというようなことも、私、その時、申し上げました。それから、ポケットパーク的なですね、子育て世代のお母さん方がおられますんで、ちょっとしたポケットパーク的な空間を作ってますね、そこで色んな子供たちと一緒に、子育ての悩みを、話をする場とか、そういうのを作られたらどうでしょうかと、申し上げましたら周りの自然が豊かなんで、それを利用してどうの、こうのというような答えもありましたし、ガーデニングとか、あるいは畑づくりのそういった講習会をされたらどうでしょうか、ということをお願いしたけど、そういったことは地域において学ぶべきことであって、行政がやるべきことではない、ということも申されました。私、その都度、色んなことを提案してますけどね、私の申し上げた事を1つでも、2つでも取り入れておれば、このような結果にならなかったとは、まあ思いませんが、やっぱり変貌していかないといけないと思います。もお今までどおりの施策でやってきたから、こんな結果になっちゃったという事じゃないかと思っておりますんで、その辺のところ、しっかりですね検証して、ブラッシュアップをしてですね、これから、この住宅、来年も再来年も多分、続けて施策を続けていかれると思っておりますんで、しっかりとしてですね、やっぱりあのお、自分のこととしてですね、もおあのお、取り組んでいただきたいと思っております。それから、あのお、今、町外者ですねえ、住んでる方、一番いいのは、まあ町外から来られる、県外、県外、郡内、町外という感じですけど、中には町内の方がですねえ、ただ住み替えとるだけという、例もあります。当然ですねえ、長男さんであれば住むべき家がありますんで、ちょっと、どうかなというところもあります。次男さんであればですねえ、そりゃあ長男が家に住むから、家が無いから住み替えもよろしいでしょうけど、結構、そのお町内に住まわってる方の住み替え事例というのが、ちょっと目につくんですけど、その辺のお考えはどのように、当初の目的の政策か

らですね、なんか離れていっとるような、ところがあるやに見受けられるんですけど、その辺のところのお考えは、どのようにお考えでしょうか。

●佐竹議長

番外、定住推進課長。

●岡先定住推進課長

おっしゃられますとおり、町内の方の住み替えで入居されておられる方もいらっしゃいます。で、まあこの若者定住住宅、当初、事業始めた時は、まああのお、今もうそうですけれども、まあターゲットは、町外の方からの移住、そして定住増ということが、主なものでございますけれども、まああのお、町内からのまあ移りかえといいますか、それを、はだめという規定もしておりません。というのが、まああのお、この何かしらの事情がありまして、町内の方が住宅を捜しておられる場合に町外に住宅を求めるといような方もおられるかなということで、そういうふうにしておりますけれども、やはりあのお他の自治体の例によりますと、まああのお、町外の方に限ると。隣の川本町さんなんか、今年、あっ、去年からそういうふうに、やられておりますので、そういったところも参考にさしていただきながらですね、できれば町外の方を多くお迎えしたいなあと、いうふうに思いますけれども、中々すぐに、あのおじゃあ町内はダメということにはならないと思っております。以上です。

●佐竹議長

4番。

●藤原議員

えーと、まああのお、今、町内からの住み替えもOKです、無線を聞いておりますとね、40歳以下の小学生以下の子供さんがある世帯OKですよということでありまして、ま、それを機会においてはですねえ、例えば私が40歳以下でしてねえ、小学校6年生の子どもがおると、募集してもOKなんですね。やはり、それはねえ、いかななものか、当初の政策の目的から離れていっておる。入居者がいないから、こりやしょうがないけえ、こりやまあ町内の住み替えでもまあ、いいじゃないかというようなことになってきとる、ないかなと思うわけでありまして、やはりですね、そのお行政が20年間住めば建物、25年で土地は差上げますよというところですよ。20年間で700万弱ですねえ、25年で800万ちょっとだと思いますが、そのぐらいの金額を出したらですねえ1500万、土地を入れて2000万弱のものが、自分の手に入るわけですよ。個人の財産をですねえ行政側がそのお、まあ家賃という形でローンを払っとるといいう言い方もおかしいですねえ、まあその財産形成にですねえ、財産形成というか、言い方もおかしいですけど、その辺のですね大変な財政、町がですねえ800万ちょっとで、まあ貰えるということについてですねえ、やはりその辺のところは慎重に、まあ、なぜそうなったかと言うと、よそから来られた方に対する優遇施策的などころで、それが始まったんだと思いますけど、町内におられる方がですねえ、住む住宅がある、そんな中でですねえ、住み替えをどんどん

これを許していくとですねえ、当初の施策の目的からどんどん離れて行くような気がしますんで、その辺のところをしっかりと、審議会というものがありますんで、当然、この人が適任者かどうかということは審議されて、OKですよ、OKないですよ、ということが出るわけでありまして、しっかりと審議をしていただいて、空いておるから入っていただければいいじゃないかと言うんでなくて、しっかりと、やっぱりそのお背景といいましょうかその方の困ってる背景とか、色んなところを吟味してですね入居については決定をしていただきたいと思います。それからですねえ、あのおこれ建設・募集、それから建設、あとあとの管理、これ3課、分かれとるんですね。今、定住推進課が募集されてます。建設、建てるのは建設課、それから管理は、失礼しました。昔は3課に分かれておったようですが、今は2つになっておるようでありますね。ちょっと、私、勘違いしとりましたけどやっぱり3課に分かれとるから、ちょっと責任の所在といいましょうか、連携がうまくいかないんじゃないかという懸念を抱いておったわけでありまして、でも2課体制でやとられます。お互い連携を取りながらですねえ、しっかりと、あのお、この度のことがないようですねえ、その課の人は自分のこととして、このことに当たっていただきたいということお願いしまして、1番目の質問を終わらせてもらいます。

●佐竹議長

番外、町長。

●景山町長

藤原議員の、お尋ねの2点目の、「空き家バンク」と「特定空き家」についてのご質問でございます。現在、空き家は全国で820万戸あると言われており、空き家が地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、今後、空き家数、空き家数の増加に伴い、それがもたらす問題が一層深刻化することが懸念をされております。これまで400余りの自治体が空き家を、条例を制定し、様々な空き家対策が講じられておりますが、空き家がもたらす問題が多岐にわたる一方で、空き家の所有者や管理者の特定が困難な場合があるなど、解決すべき課題が多いことから、議員ご質問のとおり、国においては「空き家等対策の推進に関する特別措置法」を制定し、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしております。この、いわゆる「空き家対策法」では、空き家対策をするにあたり、空き家と認められる場所への立入調査や固定資産税情報の内部利用ができるなど、市町村長に強力な権限が与えられます。また、空き家等のうち、保全上の危険となるおそれのあるもの、衛生上有害となるおそれのあるもの、景観を損なっているもの等は「特定空き家」として、市町村が所有者に対して、助言、指導、勧告、命令することができ、従わない場合は代執行できることとされております。この「空き家対策法」の施行に伴い、国において、空き家等に関する施策の実施に関する基本的指針が示されており、町といたしましては、この指針、の指針を参考に実施体制を整備するとともに、現在、担当課において、地域内の情報に詳しい自治会などと連携をした空き家の実態把握は、把握やデータベースの整備など、検討を行い、空き家対策の体制強化に努めて、たいと考えております。

町ではUIターン者の定住人口の増と空き家の解消のため「空き家バンク」制度を実施しておりますが、現在「空き家バンク」には7件の物件の登録でしかなく、近年は、登録物件が恒常的に少ないという状況が続いており、連合自治会、連合自治会長会議での毎回のよう、空き家情報の提供についてをお願いをしているところでもあります。空き家が特定空き家となる前の、早い段階での空き家バンクへの登録などを有効活用を推進してまいりたいと考えております。以上。

●佐竹議長

4番。

●藤原議員

空き家特措法というのが制定されまして、今、言われましたように、かなり踏み込んだ施策がとれるということになってきたようであります。それで、1つお尋ねしますが、今、新聞によりますとですね、島根県の空き家は14.7%ということが載っております。美郷町における空き家率は、何%でございますか。

●佐竹議長

番外、定住推進課長。

●岡先定住推進課長

美郷町の空き家率というご質問でございますけれども、空き家戸数でいいますと、正確な数字につきましては、まだ、現在、把握ができておりません。で、過去、これちょっと古いですが、22年におきましては、約400戸ということをおっしゃっていましたので、が、現在につきましては、正確な空き家戸数、空き家率につきましては、把握しておりません。

●佐竹議長

4番。

●藤原議員

電卓が無いので計算できませんけど、400戸というのは何%ぐらいになるわけですか。

●佐竹議長

番外、定住推進課長。

●岡先定住推進課長

400戸という数字につきましては、空き家、率でいいますと16から17%でございます。以上。

●佐竹議長

4番。

●藤原議員

16から17%ということでありまして、島根県の14.7%からいいますと、かなり大きな数字ではなからうかと思えます。町内、歩いておりましても、色々空き家が目立つ

んで、かなりのパーセンテージいってるんじゃないかという思いを持っておりました。それで、今の数値はですねえ、平成22年の数値だということを聞いて、私、ちょっとびっくりしました。5年前です。固定資産税の評価替えがあつてですねえ、役場の職員の方、色々、何年間かけてですねえ、歩かれておられたはずですよ。そういった担当課の方とリンク、打ち合わせなり、ちゃんと話をしておけば、かなり精度の高い数値が手に入ったと思うんですけど、そういう努力はなされなかったということですか。

●佐竹議長

番外、定住推進課長。

●岡先定住推進課長

税情報からの空き家率の提供というものにつきましては、今でに税情報から、まあ個人情報等もありまして、税情報をもらったということにつきましては、したことがございません。で、です。はい。

●佐竹議長

4番。

●藤原議員

まああのお、このたびですねえ、固定資産税の納税関係を見ることができるということでありまして、今まではですねえ、よくこのての質問が出た時にはですねえ、個人の財産、個人情報に係ることだから、中々ということで逃げられとった。逃げられ、おかしいですねえ。ちょっと、こお、逃げられとった、ちょっとこお、いうところが、まああつたわけありますけど、もお退路を断られましたよ。これ、そういうね言葉は、今度からはですねえ、もお固定資産税、合法的に見ることは、納税関係を見ることが出来る。ましては、家に立ち入ってですねえ、内部調査もできるという権限が与えられたわけですよ。これからは、もお絶対的にですねえ、もお、しっかりと空き家調査をしていただいでですねえ、この対策をとっていただきたいんですけど。まあその前段となるそのものが平成22年から5年間ずっと放置されておつたと、ということが私は、ちょっと、本当に空き家対策に取り組む本気度をちょっと、疑ってしまうというところがあります。それと今、空き屋バンクの登録は6件でしたか、7件でしたか、言われました。これもですねえ、非常に登録の伸びが少ないやに思います。こんだけ空き家があつてですねえ、この状態だとまあ、そのことを言うんですねえ、いや個人的な、個人の、そのお財産、プライベートな情報だからどうのこうのという、まあことで、つるつと逃げられるというところであつたかと思えますけど、やっぱり本気度、やはりコーディネーターおられます、担当課があります。そこの本気度がやっぱり問われるわけでありまして、この登録件数の少なさというのはねえ、やっぱり、ちょっとホームページでも発信しとります。本気度を疑ってしまいますんで、その辺のところの対応は、しっかり、今後ですねえ、もお法的に裏づけされたわけありますから、どんどん空き家バンク登録に向けてですねえ、進めていっていただきたい。それでですねえ、そのお空き家については活用する空き家、そして、この度のように特措

法によってですねえ、これダメだから、もお指導、監督、命令、よって取り壊すとか、極端な例、特定、特定空き家ということでもありますけど、利用する空き家と処分すると言いかた、おかしですねえ、まあ整理する空き家、まあこれに分かれるわけです。利用する場合においては、今、定住推進課の方で、空き家バンクという形の中で、利用されるわけでもありますけど、今度、特定空き家の指定に向けてですねえ、まあ、で、かなりある、どのぐらいあるか、私も分かりませんが、ジャンルが違うといえますか、分野が違います。この窓口は、どのようにお考えでしょうか。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●渡邊総務課長

危険家屋あるいは景観上損なっておる家屋の担当課でございますけども、現在のところ、空き家の調査、そしてデータベース化を定住推進課のほうが持っております。したがって、現在のところでは定住推進課が、まあ合わせて持つという格好になろうと思っておりますけども、実際にあのお指導、勧告あるいは最悪、行政代執行等の判断、えー執行する担当課については、現在、まだ未定となっております。

●佐竹議長

4番。

●藤原議員

現段階においては、定住推進課、空き家バンクの方で対応ということ、で、だという、まあお答えでしたけど、あのお、やっぱり性質が根本的に違います。ましてや、そのお指導、命令、勧告、行政代執行ということになるとですねえ、かなり専門的知見のある、かなり優秀と、まあどの方も優秀なんですけど、かなり専門性を持った方が取組まれないとですねえ、色々問題が出てくるやに思います。やっぱり、私はですねえ、もおこれは総務課あたりで、しゃんとですねえ担当者を設けてですねえ、このことに取組んでいただきたい。窓口は一本化で今いいと思うんですけど、やはりあたる担当部署というのは、しっかり明確に分けてですねえ、遺憾のないように取組まなければならないと思いますけど、もう一度確認します。どのようにお考えですか。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●渡邊総務課長

人員配置の問題もございますので、今後検討させていただきます。

●佐竹議長

4番。

●藤原議員

はい、今後検討ということでもありますけど、いつぐらいまでに検討されて、いつぐらいまでにその答えを出される予定でおられますか。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●渡邊総務課長

既に特措法が施行になっておりますので、決して、猶予はできないというふうに思っております。また、これは総務課長独自の発言、となりますけども、年度内に来年度以降は担当課を決めなければならぬというふうに思っております。

●佐竹議長

4番。

●藤原議員

特措法は既にですねえ、5月に出たわけでありまして。悠長なことを言っとる場合にはありません。やっぱり、しゃつと対応する姿勢をですねえ、とっていかなければいけない。難しいこと、難題をですねえ、さき一、さき一延ばす様なことは、やっぱりダメですよ。早く取組む、そういう姿勢は早く固める。人員のことがどうのこうのと言われますけど、やはり、その辺のところは、しっかり知恵を出していただいてですねえ、取組んでいただきたい。今、空き家の活用のことについては、もお定住推進課、いっぱいだと思います。そこへ、またそういったものをぶつけるというのは、いかがなものかと思っておりますので、しっかりとした検討で、対応していただきたいと思っております。それから先般、そのお話は変わりますが、空き屋のことについて、連合自治会長会の資料を、私いただきました。その中にですねえ、自治会の空き家調査の経費であるとか、あるいは家財処分費について、助成をしますよ、検討しますよ的な文書と言いましょうか、なんか、あったやに思うんですけど、このことについて、少し詳しくお聞かせください。

●佐竹議長

番外、定住推進課長。

●岡先定住推進課長

空き家調査に関する支援ということで、さきの連合自治会長会議で資料を見ていただきながら、若干、説明をさせていただきました。まああのお昨年度、各地域で町政懇談会等をさせていただいた中で、やはり空き家に関するご質問というのが、結構、多かったように思っております。で、そういった関心の高さということで、当然、あのお地域内の空き家について、自治会の中でも結構な話題となっておるというふうに想像もしております。連合自治会長会議で申しました空き家調査に対する家財道具の処分費とか、そういったもの、それとかまあ調査に関するところでの支援と、いうことをございますけれども一応、あのお現在、空き家につきまして、空き家対策につきまして、課の中で定住推進課の中で色々担当者等交えながらはなし、どういったことができるかと、というような話をさせて、しております。で、その中でまああのお、やはりあのお町長答弁で申しましたように、空き家につきましては、地域の方が一番よくご存じでございます。で、地域の方と連携をするというのは、必須だというふうに思っております。ただ、あのお先ほどご質問で、まあ

あのお空き家の戸数が把握できていないというようなこともあります。まずは、空き家の実態把握と申しますか、まあ空き家が何戸を町内にあるかというところが、から空き家調査、空き家対策を進めなければいけないというふうに思っております。そういったところで、連合自治会の方に協力をというところがございますが、今課の中で考えておりますのは、役場から自治会に対しましては空き家調査の依頼と申しますか、委託と申しますか、全、全部の家の実体をちょっとお調べいただける、ませんかということの依頼をしようかなというふうに思っております。当然経費があると思います。それに対する経費が助成できれば、どうかなというふうにも考えております。そしてまたあのお、活用できる、その中で活用できる空き家につきましては、例えば、売買、賃貸の契約等したあとで、家財道具等の処分が出ますけれども、そういったことを所有者の方ができない場合、もしかしたら地域の、自治会の方がお手伝いができるかどうか、その辺のことも含めて、そういったことができるのであれば、そういった処分費も助成ができないか。そういった色々な事を想定をしながら、えーと今度、あのお、またあのお、連合自治協議会等にお集まりいただいて、これにつきましてのどう言いますか、依頼、あのお調査ご協力の依頼ということをごさせていたいただきたいなというふうに考えております。以上です。

●佐竹議長

4番。

●藤原議員

まあ、今までになかったことを取組まれるということで、大変いいことではないかと思えます。また、特措法でまして、町民の皆さん方、その空き家に対して、また一段と関心が高まる中、そういうことをやってみようということで、大変いいことだと思います。ただその金額的にですねえ、調査経費であるとか、あるいは荷物の家財処分ですか、そういった部分はどのくらい、どのくらいの程度まで助成されるものか、言葉だけでは全くわかりませんが、イメージ的に今、なんかプランを持っと、案を持っとられますか。

●佐竹議長

番外、定住推進課長。

●岡先定住推進課長

支援と申しますか、具体的な額でございますけれども、現在まだあのお、他の自治体もこういった似た様なことをされておるところがありますので、その他の自治体の、例えば、1件に幾らとか、そういったことは考えておりませんが、この辺につきましては、他の自治体を参考にお示しをしながら、自治会の中、の方とちょっと、色々ご意見を伺いたいなというふうに思っております。以上です。

●佐竹議長

4番。

●藤原議員

時間がないので、これでもう、このことについては終わりたいと思いますけど、

空き家特措法でまして、劇的に空き家対策のことについて変わろうとしとります。それを、しっかり、くんでいただいて、今後の空き家対策に結びつけていただきたいと思います。以上で、2点目は終わりたいと思います。

●佐竹議長

番外、町長。

●景山町長

藤原議員のご質問の3点目の「万全な土砂災害の防止を」についてでございます。森林管理につきましては、しっかりとした運営がされていない森林において、近年の局所豪雨などにより倒木や枝葉が流失し、下流部で甚大な被害を及ぼす危険性が大きいと考えられます。個人所有地であるがゆえに、公的な指導ができない現状ではありますが、地権者に対して、道義的な観点から適正な管理運営をお願いをしていきたいと考えております。また、伐採後の緑化については、森林組合との連携により伐採地の植栽に努めておりまして、平成24年度からの数字でございますが、伐採面積のうち56%が植栽をされております。残りにつきましては、天然更新になっておりますが、5年経過後も天然更新されない場合は、その2年以内に植栽をしなければならないことになっております。続いて、土砂災害については、議員ご指摘のように急峻な地形を多く保有する当町においては、その地形に起因する土砂災害警戒区域も多く存在をしております。災害から生命財産を守るためには、防災、減災が重要とされております。防災により、被害を出さないようにする。また、減災により、起きてしまった災害時にその被害をできるだけ小さくする等の取組を複合して行うことで、最近の局所災害から町民の生命財産を守っていききたいと考えております。防災としての急傾斜事業・治山事業・砂防事業などのハードな施設や、減災として適正な森林管理、事前の災害情報把握、避難路や避難所の確認方法など、平常時に行うことで被害を最小限に抑えることができると考えております。行政は、防災に繋がるハード施設について、土砂災害警戒区域内の公共施設を中心に集落の防災施設を計画していきます。ここには、減災につなげる目的として、それぞれの判断により身を守るなど、最大限の努力をしていただきながら、行政はその判断材料となる情報提供や平常時の訓練などのお手伝いを行ってまいります。以上。

●佐竹議長

4番。

●藤原議員

土砂災害の万全な土砂災害の防止をということで、質問したわけでありまして。去年の、ああいった広島での災害をうけて、確かあの後の9月の定例会では、それに関する質問がバンバン出まして、やはり関心の高さというのがうかがえたわけでありまして、その時に色々、私、質問をいたしました。勇気を持って勧告を出していただきたいか、タイムリーな情報提供お願いしたいとか、色んなことを申し上げましたけど、その後、行政においてはですねえ、広報あたりで防災のことについての特集が6回シリーズで組まれて、

2月ぐらいでそれが終わりましたが、本当は5月、6月ぐらいで、そういったものをもう一度出していただいでですねえ、思いを新たにしてくださいと。それがタイムリーだと思いますけど、それ以来、全くそういったことはないわけでありまして、私、言いたいのはですねえ、そういった土砂災害の危険というのは、やっぱり、どこでもあるわけでありまして、私の例えば、家のそばに大きな谷があります。その下流にですねえ、若者定住住宅がありまして、当時ですねえ、そのお我々は地域の土地だったものを町に無償提供しまして、そこに若者定住住宅を誘致しました。その時にですねえ、そこが土砂災害の危険区域だということは全く意識でありまして、それが建設されて入居されて、ハザードマップを見て、ありやあ、こりやあ、えらい所に我々は、入居していただいたなあ、という思いを持っておりました。それで、それはその奥に砂防、砂防ではありません、治山ですねえ、治山の堰堤がありまして、砂防は土砂の除去をやっていただけなんですけど、治山ということで、ちょっとあきらめておりましたけど、建設課の方ですねえ、今年の3月、3月だったですかねえ、最近、土砂を取っていただきまして、機能が全く回復しまして、本当にまあ、そこに入居してる方々に対して、私は非常に安堵の気持ちを持ったわけでありまして。あのおなんか、課長に聞きますと最近はですねえ、砂防施設でなくても治山施設であれば、必要性があれば、そういった土砂のですねえ、堆積物を取って機能回復を図ることができるよということ言われましたんで、積極的にですねえ調査していただいて、もお、ハザードマップ等を見れば一目わかります危険区域、ましてやああいった、あのお、住宅のあるようなところ優先度つけてですねえ、どんどん、そういった施策に取り組んでいただきたいという要望であります。それと今、町長、森林の造林の事を言われました。伐採跡地、人工林にすること大切です。また、天然萌芽、天然下種更新とか、色々テクニックがあるわけでありまして、最近、伐採跡地をそのまま放置されてですねえ、残渣がそのお、雨が降った時にザーと出やあへんかと思うようなところが、結構見られるわけでありまして。個人の財産ですから、それはまあ個人の勝手でしょうということになるわけでありまして、伐採する業者あるいは森林所有者の方にですねえ、そういうところが私、ある河川のですねえ、川のそば皆伐されて、そのそば1メートルまで木が投げたあるんですねえ、これ大水が出て2メートル増水したら、ダーといきますよということ結構あります。そういったところをですねえ、やっぱりパトロール、建設課の方でされてですねえ、例え個人の財産であっても、こういう被害が想定されますよ、適切な管理をお願いしますということを、しっかりと行って歩くべきだと思いますけど、いかがでしょうか。

●佐竹議長

番外、建設課長。

●赤穴建設課長

先ほどのお話ですが、私も非常にあのお、心配をしております、まあパトロール、定期的なパトロールっていうのが、中々難しいんですが、現場等に出る間に、あのお、やは

りそういう情報を聞いたところによりました、あのお、寄りまして、現場へ寄って確認をしたりという作業をしております。あのお、中々、建設課としては、どこの山が伐採作業はいつているとかいう情報が中々、入ってこないのが現状です。産業振興の方と逐一、話をしてですねえ、一応、届出制ということになっておりますので、届出あった時には私の方にも、建設課の方にも情報提供していただいて、逐一、見はりじゃあないんですけど、時折確認をしてやはり時期を逃すと枝葉が落ちとったのが、名前が書いてあるわけじゃありませんから、自分のじゃないと言われれば、それでお終いのとがありますので、特に民地でございますので、ですからやはり、時期を逸しないように、的確な時期に判断をして、持主及び作業主に注意をしたいというふうに思っております。今までも、そのつもりでございましたが、やはりあのお、ちょっと後手に回るケースがありましたので、担当課と連携をとりながら、情報交換をやりながら、適切に進めていきたいというふうに思っております。

●佐竹議長

4番議員に申し上げますが、通告の時間を過ぎておりますので、もお1問でまとめてください。4番。

●藤原議員

すいません。梅雨に入りました。今、時期です。タイムリーにこれをやっていただかなければ、意味がありません。それで、今申し上げましたように伐採届、伐採前90日から30日までの間に出さなければいけません。産業課で把握できます。保安林については、許可制をとっております。伐採前3か月前までに許可を求めて、許可がないと伐られんわけです。その辺のところ、しっかり県あるいは産業課あたりとリンクして、情報を収集していただければ、適切なことが、管理ができるやに思いますんで、その辺のところ、しっかりお願いを申し上げまして、大変すみません、これ終わりたいと思います。

●佐竹議長

藤原議員の質問が終わりました。ここで、11時5分まで休憩をいたします。

(休憩 午前10時48分)

(再開 午前11時 3分)

●佐竹議長

会議を再開いたします。

続いて、通告3、2番・福島議員。

●佐竹議長

2番。

●福島議員

2番。福島でございます。私は通告に基づきまして、次の2点についてお伺いいたします。まず、初めに山村振興法についてであります。昭和40年から山村地域における経済力の培養と住民の福祉の向上に、あるいは定住の促進などの農山村地域の振興理念を、にスタートしました山村振興法は、時間をかけて改正を数度行いながら7期目を、今年の4

月から、再スタートしたところであります。この山村振興法により昭和50年代を中心に、この度竣工したばかりのみさと館の前身の山村開発センターの建設や、農道を始めとする各種基盤整備が実施されてきました。美郷町も全国と地域格差が是正されてきたように思われました。今回の改正で、特に感じますところは、基本理念で山村の振興は地域の特性を活かした産業の育成による就業機会の創出、住民の福祉の向上等を通じた魅力ある地域社会の形成、及び地域間交流の促進、移住の促進を含め、定住の促進を図ることを旨として行わなければならないと明記されてあります。典型的な中山間地域である美郷町は、この機会を地方創生と組合せ、地域を豊かに住みやすい町づくりを進めるために山村振興計画策定に取り組む考えはありませんか。町長にお伺いをいたします。

次に、2番目でございますが、がけ地近接危険家屋救済についてであります。今年も梅雨に入り、豪雨により災害発生がしなければよいがと誰もが心配をし、無災害を願っているところであります。美郷町内における家屋の大半は、山間地に立地し、裏山に隣接しております。梅雨・台風シーズンには、豪雨により裏山が崩れはしないか、また、豪雨・豪雪により、倒木により家屋を押しつぶしはしないかと、心配で眠れないという時もあると、多くの住民の方々より伺ってるところでございます。急傾斜、あるいは治山事業等で、国・県の制度にのらない対象箇所が沢山ございますが、これらの対象箇所について救済する方法はないものか、またどのようにお考えなのか、町長にお伺いしたいと思います。

●佐竹議長

番外、町長。

●景山町長

福島議員のご質問「新山村振興法について」でございます。山村振興法につきましては、議員の質問の中でも述べられたところですが、本年4月1日に10年間の延長をもって、再度施行されるところでございます。山村振興法では振興の基本方針をもって、各分野における施策を山村振興計画に盛り込み策定できることとなっております、その計画を策定することにより、国はその支援をしなければならないとされております。特に今回の延長に当たり、基本理念に就業機会の創出や山村への移住なども加えられ、地方創生の流れに沿った改正が行われております。ご承知のとおり、美郷町においては平成28年度から始まります、新たな長期総合計画の策定や、地域創生にかかる総合戦略の策定を手がけているところでございます。その長期総合計画や総合戦略の中で、具体的な施策を実施する場合、山村振興計画策定が必要になることが想定されます。長期総合計画の策定内容を踏まえながら、山村振興計画策定の検討していくことが、重要なのではないかと考えております。議員ご賢察のとおり、地域創生、長期総合計画と組み合わせた山村振興計画に取り組みたいと考えております。以上。

●佐竹議長

2番。

●福島議員

美郷町長期計画が最優先される。これは当然のことでございます。また、地方創生も同時にやらなければならないと思っております。問題は、この山村振興法をどうするかということで、その位置づけが肝要かと思うところでございます。この山村振興法は中々、こお私たち住むところでは、あのお、中山間地域については非常に有利な事業ではないか。また、交付金も手当てされるとも聞いているおるところでございます。去る5月27日、くにびききメッセにおいて開催されました、TPP交渉における国会決議実現に向けた決起集会、6月7日、出雲市で行われて、行われましたルーラル・ミーティングにも参加してまいりました。どちらの会合でも、やはりテーマになるのは、なるの中の1つとして、活力ある農山漁村に向けたビジョン、いわゆる豊かな田舎づくり、強い農業ということでございますが、そこら辺のことをもうちょっと町長さんどう思われるのか、お聞きしたいと思います。特に人的資本、社会資本、自然資本、制度資本、というものが考えられると思うんですが、それらの現状と将来をどう思われてるのか、簡単に結構でございますので、お聞かせを願えればと思います。

●佐竹議長

番外、町長。

●景山町長

福島議員さんの質問でございますけれども、これまでの同法でございますね、山村振興法でございますけれども、10年を期限としてですね時限立法でありましたけれども、本年の、先ほどお話のように、4月1日に10年の延長がまあ、決定をされたところでもございます。山村振興計画はですね、都道府県知事が市町村長と協議の上、主務大臣の同意を得て山村振興計画を策定するとあります。先ほど、お話のように地方創生、長期総合計画、これに該当するわけでございますので、総合戦略の中で取組を、ことを、が必要であるとまあ考えておるところでございます。詳しくは担当課長から、お話を申し上げます。

●佐竹議長

番外、産業振興課長。

●烏田産業振興課長

福島議員のご質問のところ、最後のところ人的資源、あるいは社会資本、自然的な資本、そういうものをどのような、この計画に位置づけるかということのご質問だったと思います。この山村振興計画の新たなものが、先ほどの基本理念のところ、1条、条文が追加されて特に地域資源を生かした活力ある社会、あのお農村社会、それから人との交流、それから定住、それから移住、そこら辺が新しく入ってまいりました。そういうところから鑑みますと、ご質問にあるように人的資源をどのように考えてるかということに関しましては、やはり交流人口や定住・移住の人口の動きの中で、必要な人材、確保していかなければならないと思っております。移住・定住の促進を推進していく、いかなければならないところです。それから、まあ社会資本、自然資本ということでございます

けども、やはり美郷町にあつては農林業を主体とした産業の活性化、そういうものを目指していくものと思っております。特に産業振興課の方では農林業の振興というものを、この山村振興計画の中に取り入れて様々な国の施策に合致させるように運用していければなど、いうふうに思っております。まあこれから、あのお、まあ町長、先ほど申しましたように長期総合計画、あるいはことしの総合戦略、その中で必要な施策が出てまいりと思います。その中に山村振興法で、支援される様々な事業がございます。各府省庁間、まあほとんど省庁の方でこの山村振興計画に対する手当がなされているわけでご覧になって、そういうところを計画とマッチさせながらですね、この山村振興計画の活用を考えていきたい。そういうふうに思っております。

●佐竹議長

2番。

●福島議員

私がいちいち申し上げるまでもないことなんですけども、少子高齢化のためにですね、農作業の委託が随分と進んでおります。これも受け皿といいますか農地保全、あるいは水田維持のため受託作業を、いわゆる田植、防除、刈取、籾摺り、集荷、まあ色々の米でも水稲の委託を業務があるわけですが、この受託されるのは、法人を始めとする担い手農家さん、あるいはJAさんの方々であります。で、このやはり、こういう方々がいらっしやらないと、先ほども申し上げましたように、農地保全とか水田維持というものは不可能であろうかと思うところでございます。そうした中で、まあ色々お話聞くとところによりますと、あるところでは機械がかなり老朽化してきてるとか、支援が難しくなってくるとか、まあ色々お話を承っておるところでございます。そういう受託される方に対して、特に本事業などが有利ではないかと、自分、勝手に想像するところでございますが、本事業を通じて、これら受託される方々に支援などは考えられないものなのではないでしょうか、お伺いいたします。

●佐竹議長

番外、産業振興課長。

●烏田産業振興課長

こちらの方で把握しとるものはまだ、あのお詳しくは把握しておりません。先般の12日に県の方の説明会がありまして、補佐の方に、そのお会議に出席しておりまして資料をいただいているところでございます。先ほどの担い手に対する支援というものが、この山村振興計画の中で、どのような位置づけになるだろうかと、いうことだろうと思っておりますが、ピンポイントでその事業に合致するものは、今のところちょっと把握しておりません。ただ、事業の名前づらだけを見ますとですね、今度、新たに農村集落活性化支援事業、これが新規でとります。これがまあ、あのお今回の山村振興計画、新山村振興計画の目玉的な事業とこういうことも聞いておりますので、これはソフト事業が主だと思いますけども、そのところも、その担い手の育成というものには、絡めてこれないかということ、

ちょっと言及をしまいたいと思います。それから、6次産業化に対する支援のものもございますし、これはまあ従前からあるわけですが、それから、もう1つは資金的な融資、そういうものに対しても担い手に対して有利になるような、そういう政策も考えておられます。まあ、そういうところが担い手の育成に貢献できるのではないかなと思っております。いずれにしましても、あのお、まだ要項、説明会を受けたばかりのところ、詳しいところがわかっておりません。今後、研究さしていただいて長期総合計画あるいは総合戦略にそった、この山村振興計画の有利な活用を考えていきたいというふうに思います。

●佐竹議長

2番。

●福島議員

ありがとうございます。将来性が見えてくるんじゃないかなと思って、感じました。その中で総合戦略というお言葉が、まあずい分、何べんも出てきたわけですが、このタイムスケジュールについて、若干、お知らせ願えればありがたいと思います。

●佐竹議長

番外、企画財政課長。

●窪田企画財政課長

あのお、総合戦略策定に関するタイムスケジュールということございました。先般、全協でもちょっとお示しいたしましたけれども、8月に、7月には何らかの形で基本部分についてのを、お示しさせていただいて、9月議会には提案させていただき、10月末までには策定という現在のスケジュールでございます。

●佐竹議長

2番。

●福島議員

まああのお、非常に忙しいスケジュールだと思います。そうした中でそのお、色々なお、中山間地地域の美郷町やるのに十分な時間が取れるのかなと思って見たりもしますし、今日もお見えであります農政関係の方々も含めまして、そういう意見を伺って、将来のそのおビジョンに加えていただきたいなと思うところでございますが、それらの外部からの意見を聞くとかいうことはお考えなのでしょうか。お伺いいたします。

●佐竹議長

番外、企画財政課長。

●窪田企画財政課長

外部意見ということですが、まああのお推進会議等々の会議は色んなあのお関係団体、代表の方を、にお集まりいただいての意見聞く会、とともに現在準備しておりますアンケート調査を実施する予定であります。これはあのお成人の方は、20歳以上の方全員、それから中学生についてアンケート調査をすることにしております。また、あのお直

接、総合戦略を10月、9月には、お示しすることになりますので、中々忙しいスケジュールになりますけれども、地域コミュニティー計画の関係ございます、長期総合計画にあわせては、地域の方々の御意見を聞く場を設けたいというふうに思っております。ただ、かたちにつきましては以前、各連合自治会をとというふうなお話もさしていただいておりますが、スケジュールの関係でどういう形でなるかというのは、ただいま検討中でございます。以上でございます。

●佐竹議長

2番。

●福島議員

非常に大変な、短い時間でのことで大変だろうと思いますが、しっかりと計画を立てていただきたいと思います。お願いいたします。山村振興法については、終わります。

●佐竹議長

番外、町長。

●景山町長

福島議員の質問でございますけれども、「がけ地危険家屋救済について」でございます。中国地方も今月、梅雨に入ったと気象庁から発表もありますように、長雨のシーズンとなつてまいりました。裏山を抱えていらっしゃるご家庭においては、不安を感じ、天気情報にも気の抜けないことと思います。個人住宅の裏山の対策には、ほとんど県事業によるところが大きいです。ご質問は、国・県の制度にのらない対象箇所について救済方法を、どのように考えているかということですが、現実的には、対応できる事業がないのが現状であります。また、土砂災害だけでなく多くの裏山は山林であるため、住宅に接近して樹木があるかと思ひますし、台風などで倒木のおそれもあると思ひます。道路に隣接する倒木や倒れそうな地元については、所有者の方伐採の依頼をいたしますが、個人で大きくなった時木の伐採は、電線など障害物もあり、難しい場合が多いため、行政で代行して行く場合があります。しかし、これは、あくまでも交通に支障がある場合に限られるため、それ以外の場合は、個人による処理をお願いするしか、現在のところはよい方法はないと考えております。いずれにいたしましても、これからのシーズンにおいて、ハザードマップに掲載されている。危険箇所を参考にされ、天気情報などの情報を基に避難場所、避難路について、事前に把握をしていただき、減災に備えていただきたいと考えております。以上。

●佐竹議長

2番。

●福島議員

残念ながら、やはり思ったとおりで、対応できる事業はないということで、寂しい気もいたしてしておりますが、これも補助制度がない限りやむを得ないのかとも思うところでございます。が、あのお、高齢者だけの家庭とか、どうして裏山の木を伐ることができな

いという方が、まあ何軒かあるわけで、若いお方でも中々その裏山で大きくなってしまった、もっと小さい時に伐つときゃあよかった、というようなこともありますけども、それが現実的にできないというのも、勿論、やむを得ない実態だと思います。そうした方々の、なんぞ、いい考えはないもんだろうか。どこぞ、委託してでも、伐ってあげればちゅよなあこたあ、考えられないもんなんでしょうか。お伺いいたします。

●佐竹議長

番外、建設課長。

●赤穴建設課長

先ほど、町長からも答弁ありましたように、中々個人の所有地というものは基本的に公費で伐採をするというのは、今の段階では非常に難しいと。あのお、委託先をお願いをして、処理をして、まあ代りに行政がやるにしても、代行してやるにしても最終的には処理について、ご請求を申し上げるという形にはなろうかと思えます。最終的には費用というものが、あの問題になるわけでございまして、方法については委託もありますので、色々な形はとれるんですが、やはり、今後、特に高齢者住宅になりますと、中々、費用というのが、そう簡単に捻出できないという問題もあろうかと思えます。ですから、まあ非常に、そういうふうな危険な、危険なというか、背後地に大きな木を抱えていらっしゃる住宅っていうのは、先ほどもありましたように、特に台風、それから大雪、そういった中には非常に心配だというのは、十分わかるわけでございしますが、中々、行政の方で代わりに伐ってあげますよ、というふうな形にはいかないのが、今の現状でございしますので、やはり、大きな木になるまでには何10年という期間があるろうかと思えますけれども、今後、そういったものも踏まえながら、適切な剪定等をやりながら、やはり住宅の母屋よりも大きくなるような木にならないように、努めていただくっていうのが、今後、これから先、そういう木を所有されてる方につきましては、気を留めていただくっていうのも、1つの方法かなというふうにも思えます。先ほどありましたように道路に関係する、交通の、通行の安全、そういった形で対応するのは建設課の方で対応いたしますので、そういった形で伐採等を行うケースもあります。ただ、特異なケースでもございますし、あくまでも公共交通の安全を守るということが、観点でございますので、住宅の裏ということになりますと、まったく、そのお、話が、また違ってまいります。建設課で管理をしているものにつきましては、中々、木の伐採に限定しますと、難しいところがございます。土石流とか、そういった個人の住宅以外のところから土砂が流れたり、石が流れたりというようなことになると、色んな補助事業等で、施行する、防御するということも可能なんですけど、今回の問題に限りまして、個人の住宅内の分につきましては、中々、難しいのが現状であります、と申し上げるしかないのかなあ、というふうに思えます。

●佐竹議長

2番。

●福島議員

公共事業では、まあだめだということでございます。では、福祉的な立場の方から、お伺いしたいと思います。何処の課においても、予算、お金がない、予算がない、費用が出せない、これはまあほんと、担当課さん、どなたに聞いても、おっしゃることで、非常に担当課の方も大変だろうと思います。しかし、まああのお、そういう地域に住まれてる方からすれば、なああのお、うちの背戸を見てほしいと、何とかならんだらうか、というなことでお願いをされて、今の急傾斜とか、治山とかをお願いして、10年くらい待って、あるいは、それ以上に待っておって、やっと採択になったと、いうことで安心された、よかった、よかったという方もおられますけども、この10数年間というものを、期間も大変な期間だと、お待ちになる期間も大変だったろうと思います。でまあ、そういう採択について、そのおまあ、要望活動が、まず、もっとしていただけないものだろうかと思うことと、もし、どうしてもならないということであれば、せめてですね、裏山の大きな木の伐採を希望する家屋、家庭につきましては、高齢化所帯に限るとか、所得制限を設けるとか、色々なことを考えながら、かつ自己負担も求めるという形で、何とか不安をとってあげられて、できないものなのだろうか、そういう町単的な事業はできないものだろうか、と思って、したりするわけですけども、またこれも他人が見れば、あなたのところはよかったなど、思われるて極端な差がついてもいけないことも、重々に承知しておりますし、想像もできるわけでございます。平等的に、だれもが、これならやむを得ない場所だなあ、助けてあげたい、助成してあげてればいいな、というなことを考えながら、こういう町単的な事業は実施できないものだろうか、伐採だけについて考えられないだろうかと思うところですが、いかがなものでしょうか、お伺いたします。

●佐竹議長

番外、町長。

●景山町長

福島議員のおっしゃいますことは、十分わかるわけでございますけれども、やはり、先ほど申し上げますようにですね、今、地すべりとか、その他、山地の関係で、事業ありますけれどもそういうものが、あてはまればですけども、立木ですね1本だけ伐倒するということについては、今、先ほど申し上げますように他に方法がないと、まあ思っております。福祉の面からというお話でございますけれども、これもですね、まだ、今のところ福祉関係で、こうしたという例もございませんけれども、一応、今のところではですね、この個人で負担をしていただいて、個人で伐倒していただくということでございます。以上でございます。

●佐竹議長

2番。

●福島議員

あの、確かな話でなくて申訳ないんですけど、よその地域にやあまあ、あるという、こ

ういう実態があるんだということも伺っております。で、あのお、まあ、無理なものはまあ、無理だとは思いますが、そういう家庭もあると、お年寄りの家庭もある、あるいは、何らかの事情でできないという方もあろうかと思えます。そういう方々のことも、今後、頭に入れていただいて、災害体制などもとっていただきたいと思えます。以上で終わります。

●佐竹議長

福島議員の質問が終わりました。

通告4、1番・原議員。

●佐竹議長

1番。

●原議員

原克美でございます。通告をいたしました2点について、お伺いを申し上げます。まず、1点目でございます。浜原堤防の安全性についてでございます。昭和47年豪雨災害、これは全国的に被害をもたらしました。当然、本町も例外ではございませんでした。そして、この機、この災害を機に建設された浜原堤防は、災害の恐怖から住民が安全で安心して、生活していくため、大きな期待がされる中、昭和51年度に完成をいたしました。しかしながら、工事完了から40年を迎えようとしており、老朽化らしき症状を住民は感じるところであります。例えば、私も地元でございますけれども、新町、浜原新町自治会が国交省と協定しております。水辺縁組プロジェクトというものがございます。この自治会においては花壇の堤防にあります花壇の管理、これをさせていただいておりますが、この中で極端な箇所におきましては、腕がですね、肩まで入るような穴もあいている場合もあり、小さい陥没もですね、多々見られるところあります。その都度、国交省の方へ連絡を申し上げ、修繕をしていただいておりますけれども、最近では4月26日早朝に、震度2でございましたけれども、地震がございました。この地震が原因かどうか、これは定かではございませんけれども、その日にですね、1メートルぐらいの深さ、そして3、40センチぐらいの堤防の路面にですね、陥没をいたしました。これを、たまたま、私、見ましたので建設課の方へ連絡をしたところ、時間外ではありましたが職員の対応によって、安全対策を講じていただいたところでございます。浜原堤防は、朝夕散歩をされる方も多く、中学校への通学にも利用する子供もおります。こういった中で、事故がなかったこと、これは安心したところでございます。近年よく言われる安心安全、まさにこの観点から堤防の安全基準の把握、そして安全検査の実施状況等を町長はどのように把握されておられるのか、お伺いを申し上げます。

2点目でございます。物品の入札についてでございます。町が行う物品の入札について伺います。先般、例えば、先般、入札不落になり、再度入札された小中学校へのタブレット導入事業に関してでございますが、こういった物品の入札について、設計図書がどのように積算をされておられるのか、そして指名、入札指名業者がどのように選定されているのか

伺います。以上、2点、よろしくお願いをします。

●佐竹議長

番外、町長。

●景山町長

ご質問の「堤防の安全基準の把握と安全検査の実施について」でございます。浜原堤防については、現在、浜田河川国道事務所、川本出張所において安全点検が実施をされております。堤防の安全基準については、国が各事務所へ配布をしている点検要綱に基づいて点検されていると聞いております。また、この実施状況は、目視点検を毎週、1回と「打音検査」と言いまして、金づちなどで直接叩いて、その音によりコンクリートの状態を把握する方法でございますが、その検査を年間で15回程度実施していると聞いております。いずれにしましても、堤防という施設は住民の生命・財産を守っている。代表的な施設でございますので、日常の定期点検は十分に行っていただきますようお願いをしております。以上。

●佐竹議長

1番。

●原議員

只今、ご回答いただきましたけれども、確かに毎週1回、目視・巡視活動、そして打音検査、やっておられるというふうに思いますけれども、実態がですね、先ほど私申し上げましたように、各所で陥没をしている状況があるわけでございます。そういった中で、町の職員の方もですね、何回かに1回は一緒に巡視活動も行っておられるということでもありますので、色々な国交省との話し合いもされとるというふうに思っております。そういった中身で、やはり町として、先程、町長が言われましたけれども住民の安全・安心、そのための施設であると、いうふうに期待をしとるわけでございます。そういったところが、さっきも言ったように老朽化のような症状が出ている。こおいったところで、もっと強いですね、きちっとした検査、こういったものを要望していかれるような、おつもりはございませんか。先程、言いましたように40年近くなるわけです。で、あのお、国交省のだして、さっき言われました点検要領というものも確かにございます。最近はですね、技術も進歩をしまして、人間でいうとレントゲンとかエコー、CT、そういったような技術が、そういった堤防なんかにもですね、対応できるような技術もあるそうであります。その、そういった点検もできるというようなことでですね、国交省がつくった要領の中にも、きちっと入っております。ですから、そういったことをですね、やっていただくんですね、中の状態が、きちっと埋まって密集しているのか、それともガラガラになってしまって、すいている状態なのか、ああいうこともわかると思います。そういったことも踏まえながら、再度ですね、こういった要望をされる、また町として積極的にこういった活動もしていく、そういったお考えはございませんでしょうか伺います。

●佐竹議長

番外、町長。

●景山町長

堤防の管理でございますけれども、国交省の浜田事務所においてですね、美郷町は大和の、都賀西の堤防にまあ大変、尽力をいただいておりますねえ、その事業が進められておるのも現状でございますけれども、今、お話しのようにですねえ、浜原堤防、大きな陥没があるというようなお話でございますけれども、逐次ですねえ、そういうのもわかればですね、町の職員が見るのも当然でございますけれども、支庁の方へ申告をいただいておりますねえ、国交省の方へ要望もしてまいりたいと思いますし、また国交省との意見交換会も設けておられますので、その場においてもですねえ、私の方から国交省へお願いをしたいと思っております。今のような陥没を放っておけばですねえ、大変なことにならないとも限りませんので、そうしたところがあるということですねえ、申し上げて、あのお国交省の方へも具申をしたいと思っております。これからですねえ、やはり国交省との長いお付き合いの中で、美郷町もずい分お世話をいただいておりますのでございます。私の方から国交省の方へ、そのことを申し出ておきたいと思っております。以上。

●佐竹議長

1 番。

●原議員

大変、国交省、国の行政でございますので、お世話になることはわかっておりますけれども、実態として浜原に住んでる住民、その方々が不安に思っておられるというのは、間違いのない事実でございます。言われるように、大和地域においてもですねえ、大規模な工事、やっていただいとります。大変ありがたいと思っておりますけれども、それに合わせてですねえ、やはり今現在、問題になっている部分についてもですねえ、きちんと整理をしていただくように力強く、今後また、要望等をしていただきますようお願いいたします。以上をもって、1 番の質問を終わります。

●佐竹議長

番外、町長。

●景山町長

原議員の2 番目の質問であります「物品の入札について」でございますが、町としましては、タブレット端末などのICTを活用して、各教科・領域において言語活動を充実させ、児童生徒の思考力・判断力・表現力の育成を図りたいと考えております。すでに、26 年度には町内小中学校に教職員用のタブレットを導入し、ICTを活用した学習内容を検討いただいております。今回は、児童生徒用225 台を導入するために入札を行ったわけでございますが、ご質問の設計図書積算には、個々の物品について定価と実勢価格を勘案し、個々のタブレット調整費などを加えて単価設定をしております。入札指名業者の選定につきましては、入札参加資格の申請の提出されている事業者の中から、入札参加資

格審査会において選定をしております。ご質問の町内小中学校用タブレットの導入に係る入札につきましては、町内事業者2社と県内の事業者から指名実績、納入業者実績などから2社を選定し計4社に入札案内を送ったものでございます。以上。

●佐竹議長

1番。

●原議員

只今、町長の方から、この物品についてはですねえ、その物品の定価等々を勘案しながら設計図書をつくっておると、いうふうなご答弁でございました。私、話を聞きますとですねえ、今回のこのお、物品の入札に関しては、先ほど町長言われました物品とですねえ、それとソフト部門、そのタブレットに対してソフトを入力する、インストールする、これも入っておったわけでございます。で、私が聞きたいのはですねえ、このソフトインストールするにはですねえ、私の調べたところ、金額が発生をいたします。そういったところをですねえ、どのような形で、今回の入札に積算をされたか、お伺いします。

●佐竹議長

番外、町長。

●景山町長

この入札の件につきましては、教育長の方からご説明をいたします。

●佐竹議長

番外、教育長。

●田邊教育長

ご質問のソフトのインストールでございますが、このソフトにつきましては、タブレットを導入後にすぐ、学習教材として利用できるように、タブレット端末に各種設定を行うことを、行った上で、納入するものとしたものでございます。このソフトにつきましては、子供たち個人が、あのおドリル学習をしていくソフトでございます。すでにあのお、小中学校4校とも、以前から、パソコン教室のパソコンに、で使ってきております。タブレット導入に当たりまして、個々の端末でも使用できるように設定することを仕様に入れたものでございます。インストールそのものは、管理用パソコンで、そう難しくなく行うことができますが、個々のタブレットで、1台、1台、最後に動作確認を行う必要があるので、タブレット1台ごとのインストールの手数料をタブレット端末の単価に加えて積算をいたしております。以上です。

●佐竹議長

1番。

●原議員

あのお、例えば管理用の端末からですねえ、各それぞれ225台ですか、このタブレットに向けて、簡単にインストールができるというふうなお話ございました。しかしながら、簡単にインストールできるかという、この設計上に金額が発生するか、発生しないかは、

また別の問題なんですよ。私が聞いているのは、このインストールするのに幾らぐらいお金がほしいじゃあかかるんかと、いうことを把握されてるかいうことをお伺いします。

●佐竹議長

番外、教育長。

●田邊教育長

もちろん、単価は把握しておりますし、タブレット1台、1台にその単価を加えて積算をいたしております。もちろん、あのお、この仕様書の中に、このソフトをインストールして1台、1台、確認してから、納入するよという事は仕様書に書いてございます。したがって、その単価をタブレット1台、1台の単価の中に上乘せをして、設定しております。また、こりゃああのお、この大体、ソフトというのはクライアントさんのライセンスというか、著作権というか、ございますんで、そこの証明・承認を得てですねえ、やるようになってますので、外部委託込みのインストール代を一応、積算をしておるつもりでございます。

●佐竹議長

1番。

●原議員

あのお、私はこの問題、今日、一般質問させていただく中でですねえ、前段で委員会の方にですねえ、実はお伺いをしとります。そんな時にですねえ、委員会の方ではですねえ、これは積算はしてないと、諸費用の中に含めてあるだけだと、というような言い方でした。それでですねえ、実際に、この今回インストールを特記仕様書の中に書かれている中で、そのソフトの業者、販売店ですねえ、広島にありますけども、そこへ聞きました。いうことんなれば、先程、教育長が言われるように、これをインストールするには承認がいる訳ですね、その、その会社と。で、そうでない会社がインストールする場合には、50未満の場合には、15万、という事になりゃあ4校ありなので60万、かかるというなことも申し上げ取られました。で、あのお、そのようにですねえ、高額な金額がかかるわけなんです。物品自体の金額というのはですねえ、あのお、さほど、私は、これは私見でございますけれども、差が出るようなものではないというふうに考えております。そこで、お聞きしますけども、この先ほど言われました、教育長が言われましたが、このインストールのに承認がいる訳です。業者の承認がいる訳ですね。で、この4社指名されたといいますが、この4社指名の中にこの承認を受けとる業者が何社おられますか。

●佐竹議長

番外、教育長。

●田邊教育長

そのメーカーに問い合わせても、メーカーはその認定された方、認定した業者を一切公表いたしておりません。したがってうちは、そのメーカーにも、このインストールを委託できる単価を加えて、積算をしております。それと先ほど一番に先に言われた、あのお、

教育委員会の方が経費の方で見てあるとかといったことは、勘違いじゃないかと思います。そういったことは、ないと思います。以上です。

●佐竹議長

1 番。

●原議員

それは、私、聞いた私の勘違いですか。それとも、言われた職員さんの勘違いですか。

●佐竹議長

番外、教育長。

●田邊教育長

そこは、どの職員が言ったか確認いたしておりませんので、はっきりしませんが、そういったことは実際にはございませんので、ご理解いただきたいと思います。

●佐竹議長

1 番。

●原議員

それではですねえ、あのお、実は、この承認を受けている、このソフトをインストールする承認を受けとる業者というのはですねえ、この4社の内、1社なんですね。1社しかないんですよ。ということは、この1社はですねえ、さっきより、インストールは簡単にできる訳ですよ。あのお、極端かもしれませんが、ただでできる訳ですよ。だが3社についてはですねえ、先ほど教育長も認められましけども、金額が発生しておる訳です。そこで、これが指名競争入札といえるかどうか、町長、どういうふうにお考えですか。指名競争入札、競争入札だと思いますか。

●佐竹議長

番外、教育長。教育長先に。

●田邊教育長

認定業者が1社ということは、そのメーカーは一切公表いたしておりませんし、私どももそういうふうには把握をいたしておりません。そしてこの認定という資格についてでございますが、役場の方では何にも規定をいたしておりません。公的機関に登録されているような、ものでもございませんし、あくまでも業者間の信頼関係に基づいて、いわば企業努力によるものと理解しております。したがって、その認定どうのこうのということは、役場としては関与するべき内容ではないというふうに考えております。もう1点、あのお、このソフトのインストールの作業につきましては、メーカー、管理元と契約をして、派遣してきていただいて、インストールすることも可能であります。したがって、平等に4社には、その権利があると思います。もう1点、今回の仕様書の内容につきましては、指名通知書です、紙媒体での質問の受付期間を設けておりますが、指名業者から全く質問がなかったのも、特に問題はなかったというふうに理解をしております。

●佐竹議長

1 番。

●原議員

先程、教育長が言われるようにですねえ、広島のお、元のソフトの業者ですねえ、ここについても、何も言われないうですよ。外注するにしてもですねえ、どこにお願いしたら、それがインストールできるかいうのも分からない状態だったんですよえ。あのお、承認をされてない3社の業者は。ここですねえ、ちょっと、建設課長、急で申し訳ないんですが、そういった認証のいる事業、特殊な事業ですね。こういったものを積算する時に、入札指名をする時にですねえ、それは、検討に入れますか、入れませんか。今まで、そういったものを検討なしにですねえ、入札されたことが、ありますか、特殊事業について。

●佐竹議長

番外、建設課長。

●赤穴建設課長

今回のケースと当てはまるかどうか、というところは、ちょっと疑問などありますが、一般的に特殊な工事といいますと、特許製品がある場合、そういった、あのお会社がすでに特許を持って、この業者しか作ってないよとか、まあ、そういう製品を使う場合。まああのお、建設課の場合は、ソフトっていうのはほとんどないものですから、ハード施設ばかりですから、恐らく特許製品なろうかな、で特殊工法、そういったものが、なろうかと思えます。そういった場合には、あのお事前に特殊工法を使わざるをえない、もちろん、会計検査っていうのもありますので、それに対応できるような公共設定も必要でございますので、ここ、このメーカーしかない、これを使うっていうことなら徹底的に、その、そういう調査をして、この現場にはこの工法、この製品でないと対応できないという根拠をもって発注いたします。ですから今度は、指定になります。製品の指定に。そういった使い方は、いたします。ただ、今回のソフトの関係ですので、それかどうなのかっていうのは、特にソフトが特許になつとる訳でもないみたいですので、あの今、私が言った分とまあ同じこととは、ちょっと性格的に違うかなと思えますが、あの一般的には、そういう形で建設課は対応しております。

●佐竹議長

1 番。

●原議員

あのお、課長、すいません。僕が聞いたかったのはですねえ、特殊事業が入つとる工事ですよ、それに対応できる業者と対応できない業者がおると思うんですよ。その対応できる業者と対応できない業者があるようなものを、設計である場合に、それをいっばひとからげで、それを入札にかけますかと、いうことを聞きたいんです。僕、私は考えるのですねえ、そういった事業に関しては別枠で、恐らく工事発注をされるのが、適当じゃないかなというふうに考えるんですね。ですから、今回の教育委員会の工事に関してもですね

え、そういった承認事業があると、承認がいるということは、教育長、認められて分かっておられる訳ですから、そういった工事に関してはですねえ、物品のそれぞれの、物品の入札とは別に離して、ソフトのインストールだったら、ソフトのインストールでですねえ、入札をされるべきじゃなかったかなということが言いたい訳です。どうですか。

●佐竹議長

番外、教育長。

●田邊教育長

原議員さんの誤解ではないかと思いますが、4社の内、3社が対応できない、ということはありません。メーカーの方へ言っていただいで、派遣していただければ、幾らでもインストールはしてもらえます。全く、そういうことはございませんので、よろしく願いいたします。

●佐竹議長

1番。

●原議員

私が言ってるのは、対応できる、できないじゃないです。60万円出せば、対応してくれますよ。それは、さっきも言いましたよねえ。今回、4社の中でもですねえ、1社はもお、それでは入札にならないからといって、辞退されているでしょう。そこなんです。だから、私は町長に聞いたのは、これがちゃんとした競争入札になってますかということですよ。どうですか、町長。

●佐竹議長

番外、町長。

●景山町長

競争入札になっておると思います。

●佐竹議長

1番。

●原議員

さっき、僕が、私が言った事、わかりますか。あのお、特殊な工事、今回ですが、今回はたまたま、たまたまですよ。1社は、その承認けた事業があつて、3社はうけてないと。承認を得た業者しかインストールはできない、基本的には。それ以外の業者にとっては、教育長も言われるように、幾らでも外注すれば、やってもらえますけれども、お金が要るわけですよ。その段階が、もう分かっている段階で、これは町長さんが指名されたんですよ、4社。4社、そうでしょ。で、その4社を指名された町長さんが、1社ほど有利な状況にある、そりゃあ、町長は分かつとられませんが、そういうような工事を一つにしてですねえ、発注されたということが、競争の入札になってますか、ということをお願いとるんです。

●佐竹議長

番外、教育長。

●田邊教育長

承認された業者ということは、確定いたしておりません。あのメーカーの方は、一切、発表・公表いたしておりません。それと、認定された業者でないとインストールできないということをごさいます。メーカーから派遣していただく、それなりの認定された方を抱えておられますので、メーカー。ということですので、そういう確定はできませんので、正規な入札の選定だったというふうに思っております。

●佐竹議長

1 番。

●原議員

承認という言葉、こりゃあ、あれですね、あのお、認定ですね、認定業者ですね。これについては、あるんですよ。認定された業者は、インストールできるんです。簡単に。で、認定されてない業者は、何度も言うようですけども、教育長も言われた様に、外注して、インストールしてもらわにゃあいけん。こういった部類の工事なんです。ですから、私はこういった部類の工事っていうのは、別に、本来は発注すべきじゃあ、もんじゃあないですかという事です。これは指名競争入札でも、一般競争入札でもいいです。指名をされて、町長が指名をされて入札をやるとられるんです。お前んところは、できるだろう。あんとんところは、できるだろうと。いうことで指名されたわけですね。けども、実際には、これじゃあもお、全然、競争にならんからといって、1社やめとられるのが現実じゃあないですか。そういった状況の中で、これが、競争入札と言えるかどうか、いうことを伺う。

●佐竹議長

番外、副町長。

●樋ヶ副町長

えーあのお、町が発注する、まああのお指名競争入札についての仕様書につきましては、町の権限において、町が考えてつくったものであります。で、指名、あのお、願につきましては、各業者さんが出しておられますので、指名審査会を設けまして、その4業者さんにつきましては、これは十分能力のある業者さんだということで、理解のもとで、認定をして、指名をさせていただいたものであります。で、もちろん、それはできるという判断で、指名をさせていただいたものでありますから、その内容につきましてですね、ここで、そのものは別にするものだとか、一緒にするものだとかいう議論は、すべきではないというふうに私は考えるんですが。

●佐竹議長

1 番。

●原議員

それはですねえ、私がすべきではないか、ということと言っただけですよ。それは、議論は、後で協議されりゃあええことですよ。執行部の中で。ここで私は、そうしなさい、ああしなさいとひとつのことをひとつの訳じゃあない、そうした方がいいじゃあないですか、ということをつとる訳ですよ。

●佐竹議長

番外、副町長。

●樋ヶ副町長

あのお、ただいまの議論につきましては、あのお、一般質問の中でこまごまとした、あのお、議論をするべきことでもなくて、入札に参加をされる段階において、議論されるべきことであつたのではないのでしょうか。

●佐竹議長

1番。

●原議員

何度も言う様ですけど、入札があつて私は知つた訳です。そのことを知つてですねえ、これはちょっと、おかしいんじゃないかと思つて、ここで一般質問させてもらつたんですよ。それが、いけないんですか。町長、いけないのでしょうか。

●佐竹議長

番外、町長。

●景山町長

今、申し上げましたようにですねえ、裁量権というものがあるわけですねえ。で、業者をまあ選定するわけですけども、町として裁量権の中で、やったということでございます。以上。

●佐竹議長

1番。

●原議員

そいじゃあですねえ、あのお、話をかえまして、このソフトですけども、あのお、まあ教育長、言われるように、今、小中学校にパソコンが入っております。で、当初から、この、そのパソコンにもですねえ、この今回、選定されたソフトが入つておると。いうふうなことも申し上げられましたけれども、実態がですねえ、あのお、このどこの小中学校も、このソフトを使った、このパソコンの事業というのは、どうなんでしょうか。やつとられたんでしょうか、やつとられんでしょうか。

●佐竹議長

番外、教育長。

●田邊教育長

えあのお、このソフトでございますが、当初から入つたら学校は少のうございませ

て、小学校については平成22年ごろから、中学校につきましては、ちょっと差がありまして、平成11年に入れたとこ、15年に入れたとこ、ございます。このソフトにつきましてですねえ、あのお、ドリル型のソフトウェアといいます。インターネットを通じて、各学年でドリルを、メインの教科をドリルで行うということで、最初の頃は、若干、あのおパソコンの立ち上り速度が遅くて、あれしておりますが、学校の方では使用はしております。

●佐竹議長

1番。

●原議員

まああのお、使用されとるということでございますけれども、私も学校の方にはですねえ、ちょくちょく顔を出す場合もありまして、たまたまあのお、パソコンを使って調べ物をするというようなことでですねえ、学校にお邪魔したことがあります。その時にですねえ、パソコンがまず、開かないんですね。そういった中で、どおやってこのソフト、今まで入ったからといって、そのソフトで、パソコンで、授業をやったかは、まあ、疑問なんです。まあ、それはよしとして、今度、このタブレットの活用については、あのお、ベネッセコーポレーションですかいね、そこの、の協力を得て、きちんとこれはですねえ、有効に使えるようなこと、大変いいことですが、有効に使うということで、指導をされる社員をですねえ、派遣していただいて、学校の先生方と一緒にやっついていけると、いうことございます。で、当然、そのベネッセからもですねえ、あのお、その指導ソフト、学習ソフト入れられる訳です。それじゃあ、このベネッセの学習支援ソフトと今、入札で入れられた学習支援ソフト、この違いというのは何ですか。

●佐竹議長

番外、教育長。

●田邊教育長

ソフトの大きな違いはですねえ、今度、ベネッセから入れます二つのソフトにつきましては、教科書にあったソフトでございます。したがって、その教科書にあったような、加工をある程度していただくようです。それで支援員に来ていただきます。今の入れておりますドリルは、あくまでもメインの教科のドリル。あのお、例えば算数なら、こういう問題を説いて答えだします。それが、○か×かでてくるだけでございます。国語についても、問題を解くドリルでございます。今度入れるのは、学習探検ナビといまして、教科書に合わせたナビでございます。それと、あのお、この教科書ですが、教科書というのは4年に1回改定になります。小学校は、今年の4月から新しい教科書を使っております。中学校は、来年の4月から。文科省が、教科書会社にそのお教科書の検定、教科書をつくりたいなら検定を受けてくださいよという、文科省の検定をとったものを各教科書の採択協議会、島根県では教育事務所単位に5つございます。うちは管内で、3市3町で、同じ採択協議会で、同じ教科書を使うようにしとります。教科書も4年に1回、替わります。そ

ういったことも、この支援員の皆さんに手助けしていただくと。あくまでも、教科書に合ったソフトと、ドリル型のソフト、違うものでございます。以上です。

●佐竹議長

1 番。

●原議員

あのお、違うソフトということですが、このベネッセコーポレーションの方には、あのお、このドリル的なソフトというものは、ないんでしょうか。

●佐竹議長

番外、教育長。

●田邊教育長

そのドリル型は、もう既に入っておりますので、それをインストールする方が、かなり安うございますので、そちらにしております。それと今回のあのお、申し上げておきますが、このお、うちの小中学校4年生以上、中3まで、一人1台タブレットを導入させていただきます。この事を4月からですねえ、文科省が自治体応援事業というのを、全国30カ所の自治体を選んで、やることになりました。それに、この前、5月の21日付で、23日ごろ来たんでありますが、大変いい計画なのでということで、350万の予算を満額いただいて、約2年間ですが、1年かぎりで350、よければもう1年やっていただく。で、これを全国の自治体に宣伝するので、文科省のお金で、その映像とか、調査に来るんで、それを協力してくれえという条件がついとる。色々な条件が、他にも細かいことがございますが、そんな中でナビ、ナビというかソフト、有効に使って、ただ入れただけではなくて、そのことが、子どもの学力に、将来向上していくように、有効に使ってもらうような計画を出して、それを認められて、今後、2年間頑張っていきたいというふうに思っております。以上です。

●佐竹議長

1 番。

●原議員

取り組みについてはですねえ、私も大賛成の取り組みでございます。ただ、今回の質問はですね、あのお、公共事業の入札っていうのは、あのお、町の予算を使ってやる入札なんです。1円でも安く、とってもらえれば、その1円でも住民の皆さん方へは、ほかの事で使える訳です。そういった意味で、できるだけ安い入札、落札金額を求めるための、私は、指名をして、競争入札、指名はまあ別として、一般入札もいいですけども、競争入札というような制度があるというふうに思っております。で、ここでお聞きますが、先ほどの、あのおベネッセコーポレーションにも、今度は新しいソフトを入れるということですが、ベネッセコーポレーションの方にもですねえ、そういったドリル的なですねえ、ソフトもあろうかと思えます。そういったソフト、ベネッセとですねえ、今度、入れられるソフト会社、ことの比較検討というものは、実際には、他にもまだあるかもしれませ

んね。そういったものは、どのようにやられて決定されたんでしょう。

●佐竹議長

番外、教育長。

●田邊教育長

今のドリル型ソフトの件でございますが、これは今、子供たちが使ってなれておりますので、それを続きパソコンからタブレットに移行して使うということです。それとベネッセと、あのお、このソフトですが、ソフトは最近、ICT技術が進んでおりまして、全国に数えられないぐらいあるんじゃないかと思えます。しかし、あのお美郷町まで支援員をつけて、ソフトのライセンス込みで派遣してくれるところは、中々調べてもございませんでした。それとこのベネッセコーポレーションという会社は、全国の学力テスト、島根県の学力テスト、請け負った実績がございます。したがって、子供たちの学力のためにも、全国大手でありますベネッセの方が、大変安くしていただいたというふうに思っておりますが、支援員も常駐は一人ですが、月に1回以上、業務主任といいまして、何年も、もお学校で、そのICTの支援員をしている人が、責任者でつきます。それが会社の方で、教科書にあったソフトを加工していただいてですねえ、支援をしていただくというふうな契約になっております。契約書にすべて、その細かいことも載せております。以上です。

●佐竹議長

1番。

●原議員

あのお、今まで使っていたソフトをまた使われるというのも、まあ1つの考え方だろうというふうに思いますけれども、先ほど言われましたように、このベネッセという会社、大変、協力的な私、実はですねえ、本社の方にも電話して、色々聞いたんですよ。本当にあのお、美郷町に対しては、協力的で、期待もされているところが、あのお、うかがわれました。そういった意味ですねえ、あのお、先ほど教育長も言われましたけれども、本当に学力テストなんかでも相当、実績を持った会社なんですよ。そういった会社であれば、そういったドリル、テスト、そういったものに関してもですねえ、相当、精通したソフトも作くつとられるというふうに思います。ですから、あのお、今まで使ってたソフトだからということじゃなくてですねえ、やはりこのお、色んなソフトはある訳ですから、その比較しながら、決められてもよかったんじゃないかなというふうに思います。実際のところは、このベネッセコーポレーションにしてみればですね、少し残念だったというふうな、違うって、僕が聞いたんですから、電話して、本社へ、というような言葉も聞いております。そういったこともありますのでね、あのおまあ、ちょっと、副町長、今日、言われましたけれども、私も敢えてですねえ、大変申し訳なかったですが、この問題を今日、取り上げさせてもらってですねえ、言った訳でございますけれども、基本的には、先ほど言いましたように、町のやる公共入札というものはですねえ、一円でも安く、無駄のないようにやるというのが僕は基本だと思っております。そういった意味ですねえ、きちんとや

っぱり、そういうのを整備することによってですね、幾らかでも浮けばですね、他の住民の福祉の方にも、回せたんじゃないかなあということがありますので、ちょっと、入札の事について、本来、聞くべきではないかもしれませんが、敢えて、聞かしていただいたところでございます。あのお、今後ともそういったですね、意見、あのお、是非とも汲んでいただきましてですね、あのお、今後の入札等々にも色々と配慮をいただいたり、いただいてやっていただきたいというふうに思うところでもあります。あのお時間もまだありますけれども、まあきりがいいような状況でございますので、気持ちだけ分かっていたというふうに思いますので、よろしく、お願いをして、これで終わりたいと思います。以上です。

●佐竹議長

原議員の質問が終わりました。ここで、午後 1 時 3 0 分まで休憩いたします。

(休憩 午後 0 時 1 8 分)

(再開 午後 1 時 3 0 分)

●佐竹議長

会議を再開いたします。

通告 5、5 番・岩根議員。

●佐竹議長

5 番。

●岩根議員

岩根でございます。通告しております質問「我が町の農業政策を問う」ということで、今日、農業を取り巻く環境は非常に厳しい状況であります。昨年の米価の大幅な下落により、中山間地における農業は、先行き不透明な現状であることは、ご承知のことと思えます。我が町においても、今後の T P P 交渉いかんによっては、さらなる打撃を受け、耕作放棄地が増えるのではと考えられます。そこで、町長にお尋ねします。耕作放棄地の総面積は、いかにほどになるのか。あるいは、2 番目には、薬草薬樹の栽培の現状はどうでしょうか。そして 3 番目には、農業従事者の高齢化が、急速に進む中において、担い手の確保はどうなってるのか。以上の 3 点について、お伺いします。よろしくお願ひします。

●佐竹議長

番外、町長。

●景山町長

岩根議員の質問にお答えをいたします。岩根議員の質問の「我が町の農業政策を問う」でございますが、1 点目の耕作放棄地の面積でございますが、水田の営農計画書の本地面積の数字になりますが、自己保全を含め 1 5 0 ヘクタールと集計しております。水田面積が 4 7 9 h ヘクタールですので、約 3 0 % を占めております。畑地の面積は 2 5 4 ヘクタールで、そのうち国営開発地が 4 9 ヘクタールでございます。畑地の耕作放棄地については、把握できておりません。

2点目の薬草薬樹の栽培の現状ですが、3年ほど前から芍薬の苗を配布をしておりますが、現在6000本を配布をしており、本年も、6000本の配布を計画をしております。本年からは耕作放棄地に植栽することを条件としております。その他としましては、ドクダミの植栽が40アール、カワラケツメイ、エビスグサを5アール植栽しております。今年からは、セネガという薬用作物を4戸の農家に試験栽培を依頼しております。それと、昭和60年代から町内各地で薬木のキハダが植栽されておまして、その調査を本年を行う予定でございます。

次に、3点目の担い手の確保についてでございますが、現在、町内には14の集落営農組織が設立されておられ、そのうちの3組合は法人です。認定農業者は17経営体でございます。集落営農、認定農業者が経営する農地は約200ヘクタールになります。全体の農地面積から見ますと、約3割ですが、耕作放棄地と農地開発地以外の畑地を除いた全体面積から申しますと、約5割となる状況でございます。担い手の確保については、個人はもとより、集落営農組織にあっても、厳しい現実であると認識しておりますが、集落営農組織については、今後も拡大していく見通しを持っており、設立した地域においての担い手の確保は、組織の活動に頼るところでございます。法人化への取組などによる経営計画の樹立を行うことが必要と思っております。支援を行っていきたいと考えております。その他、認定農業者が2名おられますが、国の支援制度などを活用しながら、拡大に努めてまいりたいと考えております。以上。

●佐竹議長

5番。

●岩根議員

私は、この問題取り上げた背景というのは、色々ございまして、まず、この3点についてはですね、この美郷町の第1次長期計画、総合計画の中の後期、最後の年であります。そのためにですね、私はちょっと、お聞きをしたいと、いうように思っております。で、問題はですね、今、非常に農業を取り巻くのは、非常に厳しい。特に美郷の場合はですね、専業農家、大規模農家というのは、ほとんどないんじゃないかなと思います。で、何とかやってるのは、兼業農家が多数を占めているように思いますけれども、この兼業農家がやってる面積ちゅうな分かります、町長。

●佐竹議長

番外、町長。

●景山町長

今、厳しい状況にあるというお話でございますが、議員の仰せのとおり、正にそのとおりでございます。兼業農家が、面積でございますが、私の方、資料を持っておりませんが、課長の方からお願いいたします。関係課長。

●佐竹議長

番外、産業振興課長。

●**烏田産業振興課長**

兼業農家が経営している面積というご質問ですが、これはセンサスの数字を見れば、一応の数字が出ていると思いますが、誠に申し訳ありませんが、今、ちょっと、お答えできないのが現状でございます。ただし、想定するところでは、認定農業者が、先ほど町長のお話の中にもありましたように19だったかな、認定17経営体、17経営体の方が認定農業者です。認定農業者というのは、専業の農家の方でございます。この中にはあのお、畜産等もありますので、これがすべての面積だとは、言いませんけども、大体認定農家が抱えている面積というのは数字的には大体、水田の面積で50ヘクタール、えーと、そうですね、えーと、認定農業者が抱えているのは、水田と畑をあわせて約67ヘクタールぐらいではないかなと思っております。ですから、認定農業者の数で申しますと、それが専業農家というふうな捉え方をしますと、そのような数字になると思います。

●**佐竹議長**

5番。

●**岩根議員**

捉えておられない数字を求めるのも、どうかと思いますけれども、この兼業農家の方、専業農家の方、専業農家の方も後継者がいるのかどうなのか、ちょっと私も調べた分、ちょっと、ここへ、手元。これあのお、平成12年ですねえ、県が調べた分を、ちょっと見た訳ですけども、ちょうどそこら辺で言えばですねえ、町も当然、その調査はされてると思うんですけども、兼業農家の後継者、専業農家の後継者はどの程度おられるんです。

●**佐竹議長**

番外、産業振興課長。

●**烏田産業振興課長**

後継者については、私どもでは、まだ把握をしておりません。それで、今の認定農業者あるいは集落営農組織、そういうところから考えますと法人化してあるところについては、一定程度、継続していくものだろうというふうには考えております。あと、個々の認定農業者それから集落組織、これについては、集落営農組織については非常に厳しい状況が続いていると思いますけども、それで、個々に、これが後継者がいないところまでは把握をしておりません。

●**佐竹議長**

5番。

●**岩根議員**

これから厳しい状況の中へですねえ、町として果たしてそういう状態でいいのかどうか、僕は、当然、町として、この計画書をつくった時にはですねえ、今年度が最後なんですよ、こういう状態で次のですねえ、第2次ができるのですか。農業が基盤でしょう。企業がない以上、農業を基盤的にやってる訳ですから、それが今の状態も中で、農業の後継者かどうかを、まだ分かりませんよという状態で、今度の第2次ですねえ、長期計画

ができるのかどうなのか。町長、どうです。

●佐竹議長

番外、町長。

●景山町長

今ですねえ、確実な数字等も申し上げませんでしたけれども、やはり、このお後継者があるかないかということは、まあ大きな要素でございますけれども、やはりまあ、ご承知のようにですねえ、こうした農業の厳しい中で、高齢化が、まず、進んでおるということが、大きな原因であろうと思っております。先ほど、議員おっしゃるようになりますねえ、この米価も下落ということも、またそこへ拍車をかけた状態になっておりますけれども、後継者をいかにして育てるかということも、町とすれば大きな課題でございますけれども、まあ後ほど出るかも分かりませんが、今、申上げました集落営農組織、これをですねえ、今後まあ、できるところから継続をして、つくってきたいと、このように思っておりますけれども、集落営農自体が非常にこのお厳しい状況にあるというのが、ご承知のとおりでございます。これからですねえ、集落営農もやはりそのお、町からそういうことは申上げにくい訳でございますけれども、それなりのご努力をいただいでですねえ、集落営農で何かこの多少ですねえ、今、農業の米作りだけがほとんどでございますので、これ以外の方法でその集落を、営農を経営できるような方法のことを考えていただければいいかなと思ってもおるところでございます。やはりこのお、米に1本で頼って行くということはですねえ、これから先大きなまあ、課題でもございますけれども、町としても、この点についても計画を立てておるところでございます。非常にまあ、これからですねえ、高齢化の進む中で難しい状況になるということは、ご承知のとおりでございますけれども、以上でございます。

●佐竹議長

5番。

●岩根議員

厳しい状況の中で、まあ米だけということも私らも考えておりませんが、だから、僕、今、第1次長期計画のですねえ、実態を見ながらですねえ、あのお、じゃ、これがどこまで進んでいるのか。一つ一つ見ますとですねえ、生産体制で有機農業、これは多少、今、有機農業についてはですねえ、一生懸命頑張ってる議員さんもおられる訳ですけども、畜産にしてもそうです。それで、薬草薬樹の関係、ここらもですねえ、ここでは栽培において生産組織を立ち上げて、品質のうんぬんということで、ここ書いてあります。今聞くと、これからという状況になってる。で、私たちが今、田んぼを作る、田んぼ荒かさない様に頑張るのも集落営農なんです。集落営農の組織形態というのは、大体、若い人おられないんですよえ、60後半から70代が中心になっている。あと、これから先、どれだけ若い人が入ってくるかということであるわけですけども、1つの産業を別な作物を作ろうとすると人手がどうしても足りない、こういう中山間地の農家ちゅうのは、90にし

でも現役の人なんですよね。よその手間を、よそへ手伝いに行くような状況ではない。それで僕、今さっき兼業の話をしたんですよ。農業、米を作りながら、ほいじゃあ野菜作れえ言たって、手間がないんですよ。現実的に。で、こないだ課長とも話したんですけども、薬草が一番楽な方法、ないだろうか言って、楽な言やあ、おかしいんですけども、手間のかからないもんで、なんか薬草ないだろうかという話もしてる訳です。で、そうしながら、兼業農家どれだけ農家が、ヘクター持つてるか分からないのでは、計画が立たないんじゃないか思うんです。これから先、どんどん、そういう栽培をほしい、こういうことで耕作放棄地をですねえ、なくしていきたいという。この趣旨はいいんですけども、現実でな、これがあのお、前に進んでないんですよ。じゃあ、町だけがですねえ、町だけがこういうことをすすめても、中々ついてこない。ほいじゃあ、町が一生懸命すすめても、この指導者がおられるんです、普及員言うか、昔で言やあ普及員かな、町長、お聞かせください。

●佐竹議長

番外、町長。

●景山町長

今ですねえ、普及員という話もありましたけれども、以前はまあ町にもですねえ、この普及員に代わる人がおられましたけれども、現在はそういうことはありませんけれども、これからですねえ、やはりそのお、後継者がいないということでございますけれども、米づくりだけでなく、先ほど言いますように、米づくりでなくまあもっと、あのお、集落営農も法人化をしてですねえ、企業として立ち行きができるような方向に持っていくのが、ほんとの集落営農ではないかとまあ、思っております。そのためには先ほど、ダブりますけれども、集落営農の法人化をする。そして、集落がまあ、この町内に3カ所ほど法人化をしておられますけれども、やはりそれなりの努力をしておられる訳ですから、そういうことをしながらですねえ、このお農地を守っていくというのが、まあ一つの策ではないかと、このようにまあ、思っておるところでございます。これからですねえ、厳しくなる状況は目の前に見えております。どうしてもこのお、中山間がですねえ、条件不利地域というようなところが、先にですねえ、このおまあ、農地の荒廃が進んでくるところだとまあ、思っておるところでございます。やはりこの行政だけが1本でなくて、JAの皆さんもですねえ、一緒になってですねえ、この関係団体と一緒に進めてまいりたいと、このように思っておるところでございます。以上。

●佐竹議長

5番。

●岩根議員

法人の関係で今、頑張っておられるというけど、その実態、3法人ですか。その実態は本当にあのお、あと後継者がいて、十分、機能を果たしてるということでしょうか。それ把握されてます。

●佐竹議長

番外、町長。

●景山町長

この3法人の実態はですねえ、まあ、中身は私どもも全部把握をしておる訳ではございませんけれども、やや、その集落で法人化をされたところについては、何らかの方法で後継者が育つものと思っております。

●佐竹議長

5番。

●岩根議員

いやあ、何らかの方法で中々育たないから、今の法人も大変なんです。だから、これから町として、どう人材確保しながらですねえ、やっていくかということだろうと思うんです。これが次の基本計画の中へ入っていかん限りは、衰退していくのは、目に見えて明らかなんです。で、私が言っているのは、そういう時点で、ほいじゃあ町として何をやるのかなという、特に、これから先ですねえ、あのおまあ、あのお、こういう中山間地だと平野部との違いというのは、非常に、町長は簡単に、集積をして法人化すりゃあいいじゃないかという、確かに12町歩をねえ、出雲部で作るとここで12町歩で作るとは、全然違うんです。労力はすべて違う。急斜面の草刈りが、大体12町歩や10町歩ぐらいは、草刈りをせにゃあいけん。そのあげく、こんだあ、鳥獣被害があります。この壁かなんかいったら、莫大、金も突っ込みにゃあいけんし、労力も使わにゃあいけない。こういう中で、何とかして法人をしてほしいいっても中々できない。その時に、それを全体的に大きくまとめて、方向性を打出すのが、町じゃないかと思うんです。個々にいわれるように企業努力をしてくださいうなあ、その人間だろうと。ところが、平野部、僕、一番心配しとるのはJAなんですよ。出雲部はものすごい、そうそう、20町歩、1人で作ろうか思やあ、出来んこたあないと思うんです。田舎で10町歩、1町歩すら、四苦八苦してるんですよ。こういう時代なって、中々集積してくださいというのは中々難しい時代入ってきてる。それも、ほとんどが70代がやってる訳ですから、えっと持てて5年ぐらいなもんですよ。ですから、僕ら、この前の質問の時、言ったんだけど、あのお少し中年層を取り入れた農業を考えたらどうですかって、空き家を利用しながらっていう話をした訳です。そうしないと、今、すべて、そのお、若い人は、どんどんどんどん都会へ出ていっている。ここにねえ、あのお、これは山陰中央の新聞だと思えます。代々の水田、だれが守るか。こういう記事がありました。普通は、僕らの時代まではですねえ、学校へ行って、帰ったら百姓せにゃあいけん。手伝うのがあたり前だったんです。今の子は、1人か2人ですから、絶対そういうことさしてないんです。だから、だからその世代、自分らが年をひらって、できない時には、もう、それを田んぼを起こすことすら、教えてない訳ですから、もう自分ができんから、もうしょうがないなといって、投げにゃあいけない。いう事も、ここにゃあ書いてある。こうしたことをですねえ、やった時に、今、守るのは集積をしながら守

りゃあいいんじゃないかというんだけど、その集積をして守ることすらできない時代に入って来ている。だから、今、進めとるそのお、米以外の部分で、ある程度手間のかからない作物を作って、その農地を守っていかうじゃないかと。これが、だんだんだん、これ23年からですからね、この計画でとるは。その前が、もう1つ、前期があるはずなんです。前回いったら、もう10年ですよねえ。これは、なされてないんですよ、町として。これが大きな問題じゃないかと思うんですが、いかがですか。

●佐竹議長

番外、町長。

●景山町長

今、それぞれの町村がですねえ、この農業をいかにして守っていくかということは、島根県下、共通の課題だと思っております。これまでもですねえ、議員の方から農業については色々ご質問いただきましたけれども、やはりこのお、どうやって農業を守っていくかということにつきましては、今、米作りだけではというお話ししましたが、ご承知のように、この、本年度からですねえ、リースハウスをまあ、計画をしております。5年がかりで、計画する訳でございますけれども、これもですねえ、手間のかからん儲かる方法とおっしゃいますけれども、やはり、その手間をかけなければ、それだけのものが出来ないということでございますから、楽に金儲けをするという考え方は、だめだと思います。やはり、こうしたものを建てて行く中で、美郷の農業を守っていくということが1つの目的で、計画を立ったところでございます。詳しくは、担当課長からお話を申し上げます。

●佐竹議長

番外、産業振興課長。

●鳥田産業振興課長

ちょっと、質問が遡ってくるかもしれませんが、あのお、薬草づくりという点について、岩根議員とも平場でお話をさしていただいたことがございます。それで、先ほどの町長の報告の中にもありましたように、美郷町で自己保全を含めて、150ヘクタールの不作付地というものがございます。米づくりが、大体250ヘクタールでございますので、全体からいいますと、先ほどまあ、3割というふうに答弁してます。で、この耕作放棄地を活用した薬草作りというものを、1つの柱を持って行こうかなということで、芍薬作りを今、進めております。今年が終われば、1万2000本という程度ですけども、大体これが、なぜ芍薬を候補地にあげた、あのお候補として上げてるかということ、もちろん、市場の動向もあると思います。芍薬というのは日本の生薬市場の中では、2番目にあのお、使用が、使用量が多いいいものです。一番はカンゾウですけども、カンゾウ、それで芍薬と。大体、1200トンぐらいの消費量がございます。これは生薬市場だけですので、生薬を除いた、例えば化粧品とかですねえ、入浴剤とか、そういうところにも使っておりますので、もっと多い使用量があるんじゃないかなというふうに思っております。それで、先ほどの鳥獣被害、今のところを作っている中では、これを食害というものは、イノシシは

ないだろうなというふうに思っております。芍薬についてはですね、イノシシについては、ただイノシシは田んぼ掘りますから、それを狙って来なくても掘ってくるという状況はあると思いますので、柵等は必要じゃあないかなというふうに思ってます。この芍薬をまあ、4年か5年で収穫をしていく訳ですけども、そうすれば1年当たりに換算すると、反当たり20万ぐらいにはなろうかと思えます。こら辺の耕作放棄地を活用した、まず土地の利用で薬草を栽培していくということが、美郷町にとって美郷町の農業というものを考えた時には、薬用作物の栽培というのは全国でも始まっておりますけども、まだまだ、あのお、全体が進んでいるという訳ではないんで、これをできる環境にあるというふうに思ってますので、こういうものを進めていきたいなというふうに思っております。それから、薬草の指導者ということが、1つ問題になってくと思えます。今まで3名ほど雇ってですね、現場で作ったり、それから薬用作物の栽培技術の習得に努めておりますので、こら辺の指導体制をとぎらせないということが、大切ではないかなというふうに思っております。ですから、まあ、今度の総合戦略の中においてもですね、こら辺は盛り込めて行く必要があるのだろうなというふうに思っております。で、これをですね、例えば、例えば薬草を扱う組合でも作ってあげればいい訳ですけども、ただそれではなくって、あるいは、この中にJAを組込ませて、JAの中で販売をしていくと、そういう手もあろうかなと、まあこれは決まったことではなくって、将来的な方向だと思えます。で、薬草指導者については、必ずこう継続していくような格好作らなくちゃいけないと、これは岩根議員とも一緒の考えだろうと思っておりますので、その努力をしてまいりたいと思えます。それから、まああのお、集落営農、法人化、今3法人あります。で、この中が将来どうなのかと、いうことに関しましては、個々に実情を把握している訳ではございませんけども、これはまあ1つの法人という会社ですから、会社の運営に関して、経営に関しては、法人の方でも十分考えられてるというふうに思えます。もちろん加工もやっておられますし、それからナスもトマトも作ってきておられる。花もやっておられる、まあ、そういう経営の、法人の経営について、考えていっておられるというのが実情だろうと思えます。ですから、法人化を進めるということに関して、まあ、14集落営農あって、まあ、その内の3つですから、あと11、まあ、法人化してないということをして。この中から1つでも2つでも、法人化に結びつけていただくと、これからまあ、あのお、推進していかなくてはならないと思えますが、1つは、あのお、集落営農組織の中でもやっぱり動く人が中々いなくなってくる訳ですよ。そこをどうするかと、いった時に突き当たる壁って、いうものを、何とかしなくちゃいけないのは、やっぱり法人経営をしていくということで、必要なことは、やっぱり雇用をしていくということではないかなと思えます。雇用して、働く人がまあ、社員としているということになれば、後継者の問題、少しずつ解消していけるんだと思えます。ただ、それをするためには、雇用者を雇い入れるだけの経営をしていかななくてはならない、そこが経営計画だと思えます。で、まあ、よく引き合いに出して申さないんですけども、認定農業者の方で5、6町持って、経営されてると、で、

そのぐらいの経営資源を持って集落営農はおられる訳ですね。ですから、個人でやっとなれる規模のものが、集落営農で、できないことはないだろうなというふうには思っております。それは経営の法人に踏み切って、経営計画を立てていく、そこのハードルを越えさせていただくと。そこで、ハードルを超える1つの問題は、例えば人手の問題はほいじゃあ、雇用していこうかということになるかと思いますが、1つは経理やってくこと、これが非常にあのお、負担になってくるのではなかろうかなというふうに思っております。まあ、会社ですから、きちんと人事管理もしなくてはいけない、それから社会保険も払わなくてはならない、税金も払わなくてはならない、決算もしなくてはならない。そういう経理というのが、非常にあのお、集落営農の組合の中では、中々そういう人材がないのではなかろうかなというふうに思っています。そこら辺を解決する手段を、これから何か方法がないかなというふうに思っております。そういうような考えを思っております。

●佐竹議長

5番。

●岩根議員

あのお、聞かしていただきましたけども、決して私らは楽をして、金儲けようという考え方は、さらさらありませんので、70代の人間がですねえ、これから百姓やっていくのに楽をするんじゃあなくって、どうして維持をしていくかとか、先なんですよ。決して、我々がですねえ、楽をして金を儲けようということは、さらさら思っていない。今の農業ですねえ、楽をして儲ける農業なんて、あり得ないんです。それだけは、しっかり覚えたいと思います。で、私たちが今、困ってるのは、今のように後継者がいなくなることなんですよ。だから、70歳でも、80なってもできる農業を、やっていかなあいけないってことを僕は言ってるんですよ。だからそれを、ハウスを建てて、何十棟建てられるのは、70代の人間じゃないんですよ。70、80、70代だったら、もう5年先は、自分らでも、僕らだって、分からない訳ですから、要するに今の農地を守っていかなあいけないのは、手間、暇かけず、何とかできないだろうかというのが、今、一番先の問題なんです。確かに、儲けて、楽をしてということもあるかもしれんけども、そういう考え方じゃあ訳ですよ。今、美郷の農地を、荒廃率が何ぼあるかかって、今さっき言われたでしょう。あの荒廃してる土地、町長、町内のを見て歩かれました。

●佐竹議長

番外、町長。

●景山町長

それぞれの集落にまいる時にですねえ、やはり耕作放棄地があるということは、認識をいたしております。今、先ほど申しますように幾らあるかというお話でございましたけれども、お答えをしたとおりでございますけれども、まあ、やはりこのお、今、議員のおっしゃることは、今の状況で当然、まあ、どこの町村もでございますけれども、後継者がいないということが大きな課題であると思っております。そして、やはり先ほどお話しの上

うに、地元でリースハウスでも、すべてが賄えるということではございませんので、そこには、やはり労働の場ができる訳でございますから、そこへ外部から人材を持ってくるといような取組になろうかと思っております。かなりの事業でございますから、すべて町内でその人員を賄うというものではございません。まあ、そういうところも期待をしなからですねえ、このハウス事業を進めていくという考え方でございます。そこにおいて、色々なまた、この前も奥出雲町でご覧いただいたようにですねえ、それぞれの作物を作って、トマトを作ったり、色々な野菜も作っておられますね。こうしたことも1つの、経営をしていく上では、大事なことであろうかと思っておりますけれども、そういうものも取り入れながらですねえ、美郷の農業を守っていくということが、1つの目的でございます。以上。

●佐竹議長

5番。

●岩根議員

ハウスも今、大きな計画がまだ、あのお、これからですけれども、あのお、それに対しては、色々また機会があると質疑をさしていただきたいと思うんですけども、今の菓樹の関係でキハダを何年かいのお、はあ10年なるんかいなあ、60年から作って、そのまま放棄してある。物事をやるいうて、こうして書いってですよ、何もしないのは、おかしいんじゃないです。町長。どうです。

●佐竹議長

番外、町長。

●景山町長

まあ、やっぱり、最初の計画はですねえ、そういうことも書いてございますけれども、今、キハダも一時はですねえ、奨励をされて、あちこちで、まあ、大がかりに植栽をされた方もございます。まあ、それが皮が剥げる状況に、今なったということでございますので、これから調査をすると思っておりますけれども、そういうものも計画の中には1つ入っておろうということで、すべてがですねえ、キハダでも40年ぐらい経つ訳でありますけれども、この間、時代も変わってきておりますから、必ず当初の計画のとおりが、ずーときたいうものでもないものもないと思います。そういうことでも、あることもあるわけでありましてけれども、キハダなんかも薬品会社へですねえ、製薬会社へ有利に販売できるということも伺っておるところでございます。

●佐竹議長

5番。

●岩根議員

だから、僕はいつてるのは、あのお、キハダ10年経って、ようやくこうだ、それまでまだまだ、それだけの余裕があったら、植林をしてもしかるべきだろうと思うんです。だから、計画倒れになってるっていうんです。僕は。で、1つの質問さしてもらっていいで

すか、これは全く違う件、この第1次長期総合計画の第1次、第2次、あのお、後期、前期、前期、後期ですねえ、これ、職員、全部知ってます。町長。

●佐竹議長

番外、町長。

●景山町長

職員が全部知っておるかと言われれば、少しどおいきますか、語弊があるかと思いますが、担当課はですねえ、それなりに、担当課もいつまでもそのお、職員がその課におることもない訳でございますが、その時に担当課におった者は、承知をしておると思えます。

●佐竹議長

5番。

●岩根議員

まあ、そういうもので、こういうものを作ってもですねえ、結果的には課を替われれば、分からないという形になってる。だから、僕がいつてるのは、こういう計画を立てられるのは結構なんですけども、それを検証していく必要があるんじゃないかと、見直しは僕は、あのお、なんともいいませんが、見直しもしないまま、そのまんま来てる訳です。ですから、今、いうように薬樹にしてもそうです。はかりますよ言うけども、これは高齢者を対象に、大体やればいじやあない。で、あのお、昔は自然薯、これも立ち上がったか思やあ、やっとな製品化を片一方やると、ストーンとはあ、手を引いてしまって、生産が賄えない。一番は、僕が覚えているのは栗じゃなかったかなと思ってる。町がやったのは。奨励をして、栗園、栗園ってやったんです。ところが、途中、これ何がいけんかったかいうたら販売ルートです。技術面もそりやあ、ありますよ。虫が入ったり、薫蒸というのが、中々できないということで、あつたかもしれませんが。ですから、そういうところにですねえ、これから先、薬草にしてもですねえ、あのお、販売ルートしっかりしなけりやあ、いけない。で、やっぱり、こういう、このものを見ながらですねえ、職員はやっぱり、今、自分が何をしなければいけないかいう、こうこうこう、ちゃんと自覚しなけりやいけない。じやあ、新しい職員は、本年度、何人か、4人かいな、入ったけども、この人は、このものを持っています。担当課、誰でもいいです。

●佐竹議長

番外、企画財政課長。

●窪田企画財政課長

新規採用職員には、配ってはおりません。

●佐竹議長

5番。

●岩根議員

だから、去年、おと年のもんも、持っちゃあおらんのですよ。だから、こういうこと

は基本的に計画が立ったとるんですから、町として。こういうのを、ちゃんと、新任の職員に対しても美郷は、こういう方向でいくんだよと、しっかり教育しなければですねえ、一つ一つの事業はうまくいってないのは事実なんです。だから、僕は今、話したのも、それで、この5年最後、23年から27年の後期の分で、こう書いてありますよと、だから当然、28年度、来年度、もう計画立てにゃあいけない、ということになってる訳ですから、当然、反省の上に立ってこのことは、あのお、分かってる。反省ができるようにしてあると思ったんで、質疑したのですが、1つも反省になってない。で、ここで1つですねえ、時間も、また制限されちゃいけませんので、ちょっと言いますけども、鳥獣対策の実践活動担う鳥獣被害対策実施隊の設置、これ分かります。

●佐竹議長

番外、町長。

●景山町長

担当課長が、お答えをいたします。

●佐竹議長

番外、産業振興課長。

●鳥田産業振興課長

国の方で進めております、鳥獣対策の実施隊のことではなかろうかなと思っております。美郷町におきましては、実施隊というふうには設立をしておりますけれども、古くから駆除班という形で、まあ、それが実施隊というようなことにも言えるんじゃないかなというふうに思っております。

●佐竹議長

5番。

●岩根議員

これは鳥獣による農林生産等に係る被害の防止のための特別措置法に19年の平成19年の法律第134号で決まっておりますね。で、この中で市町村はというのがありますが、これは分かります。市町村、市町村はですねえ、何をするかということを、対策実施隊のがありますねえ、今、言われた。これが、民間隊員は、市町村の非常勤公務員の、非常勤職員とする、こういうに書いてあるんです。僕、いつか申し上げたんですけども、もお、民間の人で、今、駆除班といわれるんですけども、ほとんどの人が猿、撃たない。イノシシがおっても場合によっちゃあ、撃ってもらえない。こういう状態じゃあ、やれんじやあないのと。その人たちを、非常勤で雇って、公務としてやってもらったらどうですかと言ったら、ここへ、ちょうど、平成19年に法律が決まっております。これら、これだけ被害が被ってる中、これからまた、多分、シカも出てきているようでありますんで、ここら辺を、どう町長、この法律に基づいて、できます。

●佐竹議長

番外、町長。

●景山町長

鳥獣被害につきましてはですね、これまで美郷町も大変な、まあ、こうしてきて先輩の皆さんがですね、努力をされたと思っておりますけれども、まあ、ああして、イノシシについては、ご承知のように山くじらということで、ブランド化をしたとこでございましてけれども、これからですね、やはり先ほど、お話しのようにシカがですね、かなり増えて来るのではないかとということが、言われておるところでございまして。邑南町なんか、既に、このシカの被害も多少あるのではないかと聞いておりますけれども、まあ、ああして隣の安芸高田あたりですね、非常にシカが増えて困っておるという現状がある訳でありまして、イノシシよりは、まだまだ、そのお、防護柵なんか高いものをせねばならない、といったようなことですね、農家の皆さんも大変な、あのお、状況見ますと、経費を使われるんじゃないかと思っておりますけれども、鳥獣対策はやはりですね、やはり大きな課題でございまして、今、美郷の場合は、まあ、幸いのことシカの被害は、今のところ出ておりません。イノシシがほとんどでございまして、猿はですね、やはり、今、非常に被害を与えますけれども、お話しのように中々、そのお、ハンターの皆さんがですね、猿を獲るとということが、難しいようでございまして。これもまあ、大きな課題ではあると思っておりますけれども、何といたしましても、まあ、町としてもですね、この鳥獣害対策については、かなりの助成もしまして、器具購入等についても助成もいたしております。こうしたことをもしながらですね、鳥獣害対策を進めておる最中ではございまして。中々、議員のおっしゃるようになりますね、これという決め手のないのが、実情でございまして。ご承知のとおりでございまして、非常に、この鳥獣害対策も大きな課題の1つとして、農業面では取組んでいく訳でございまして。以上。

●佐竹議長

5番。

●岩根議員

確かにあのお、シカ、シカも、もう高畑の方は、非常に出ておるようであります。で、これどうしても繁殖率が高いもんですから、次々やる。で、これは1農家では、どうも対応できない。これはまあ、町長も農業をやつとられるんで、分かれると思っておりますけども、町と我々も、自治会とか、そういう単位で、今、あのお、まあ、僕らは4、5軒で対応で、全部を囲ってしまうと。イノシシはそれで済むんです。猿は中々できないんです。ましてやシカも一緒ですけども、こういう中でですね、まあ、今、色々、言いました中に、食料・農業・農村基本計画が27年3月閣議決定された中に載ってるんです。市町村推進をしていこうということ。だから、市町村で、あのお、美郷だけがですね、被害じゃないんでね。で、ある地域に行けば、もう山の曾根をずーと囲って、1集落を囲ってしまうという地域もあります。ですけども、これから農業を守るのは、確かに人もいるし、色んな形もあるんだが、この鳥獣害を何とか食い止めないと、離農する方が多くなってくるということなんですよ。これを、町全体で何らかの形、で、補助を出しながら、集落的に

やるとか、大々的にやっていくとかしないと、個々でやると、いいえ私は、あのお、後を片づけにやあいけんけえ、自分がはよお稲を刈ったら、早いもんやったら、自分は先い、片付けるから言ったら、また、そこだけをやらなければいけないという形になりますんで、全体的なことですねえ、考えて行かなきゃあ、いけないんじゃないかなあと。1つの方法は、僕は、ああそうかなあ思うんだが、あのお、動物、牛とか、ヤギとか、が、結局おると、そこへは入ってこない。ですから、田んぼの周りずーと囲いして牛を放しとく、年から年中。そういう方法も、なきもあらず。これは何か言ったら、いい牛はとともやれないんで、廃牛した牛をここへ、連れてきてですねえ、やるとか方法はあろうかと思います。そうしないとですねえ、中々ですねえ、1個人で物事はできないという、まあ、中山間地へ、ちょっと、言ったらそれは、いつでも持ってきてあげますよと、世話しますよという話も出てくるんですよ。冗談じゃなくって、そこら辺に向けてですねえ、もしやるとするならば、町として対応ができるのか、どうなのか、対策をしてくれるのか、どうなのか、そのお、町ができる、僕、いつも言ううんだが、町がやること、個人がやること、そこなんです。それを、はっきりしながら、お互いがやっついこうということにあって、わしゃあ、知らん、あんたらあ、楽しもうけえとか、いうことじゃなくって、もう少し、町の土地を、どう誰が守るか。これは、ただ田んぼを守る、農地を守るだけじゃあないですね。治水、治山がある訳ですから、その災害からも、守っていかないと農業なんです。だから、中山間地というのは、捨てたらいけないんです、農業。だから、昔、水田、年から年中、水の溜まった田んぼ、それを全部、原野にしてしまったら、そこから地すべりがくる。そして、水の道が変わっていく、こういう状況で災害が出てくるわけですから、今のように、今ある農地だけはですねえ、何とか維持しなければならない。で、町長にも、言ったようにですねえ、少し耕作放棄地を見られましたかっていうのを。沢谷も僕らも見に行きました。君谷も行きました。そこはですねえ、いいところは全部、結局、作り手がないという形です。いつか、あのお、議長に言うといけないんですけど、限界集落という言葉、つこうちやあいけん、していませんって言われるけれども、集落が成り立っていない、形成が成り立たない地域が今、出ようとしています。そこも、放棄地がでます。で、まあ、課長と話してるんですけども、あのお、そこは果たして、薬草ができる田んぼなのか、どうなのか、こういうこともある訳です。薬草できる、ある程度、そのお、手間がいやあおかしいけども、時間的にですねえ、そう、ついとらん。野菜だったら、もう毎日、ついたらにやあいけんけど、そうでもない。そういう構想で作ろうと言われるんで、せめて、こう今、放棄地になってるところ、あるいはこれから、なりうるだろうという地域をですねえ、やっぱり、行って見て、計画を立てていかなきゃあいけん。ここだったら、キハダがいいかもしれん。ここだったら、ドクダミがいいかもしれん。ここだったら、こうがええじゃあかというの、今の内にでていかんとですねえ、放棄された後で、出ていってもだめなんですよ。そのために、例えば、あのお、側溝をほるとかいうた時には、助成金が、補助金がこういうとつから出ますよという話をしてしないと、地域で、今、僕らは、

たまたま、こっちへ来るけども、家におっちゃん、全然、分からない。ただ、あのお、芍薬でもそうですね。僕らがおる、だから、花街道やろうって、で、きてるんですけど、実際的にそれを商品と出すためには、こないだから、僕も話してるんだが、そこをやっぱり、田んぼの中で作ろうとすれば、どうしても湿地帯になる訳ですから、排水をしなければいけない。で、不便なところだったら、そこへ行くまで、どうしようか、という問題も出てくる訳ですから、そこら辺を、考えながらですねえ、農業いうなあ、やっていかなければいけない。ですから、机上で計算をするよりも、現場へ行って見てもらいながら、よし、この地域はこれやっという、そしてそこで、座談会とか、ああいうのも、そういうのも、ひっくるめてですねえ、やっていかないとですねえ、いやあ、こうです、ああですいうって、ここで論議しとつてもだめなんで。そこら辺もですねえ、これから先、進めて行くだったら、そういうには徹底的に進めていくのと。今、課長が言いました、JAとの協力をどうして、こういうことを進めるのか、もお、当然、進めるだしたら、そういうところから、入っていかなければいけないと、思うんですが、町長、いかがですか。

●佐竹議長

番外、町長。

●景山町長

長期の計画の中でですねえ、現在、取組んでおるものでも薬草薬樹はですねえ、進めていかなければなりませんけれども、早い時期にですねえ、おっしゃるように現地でも確認をしてですねえ、その地主に奨励をしていただく、作っていただくというようなことも取組んでいく必要があるかと思って、今、思っておるところでございます。非常にこのお、薬草薬樹もですねえ、先ほど課長も言いましたけれども、獣害に強いとは言いながらですねえ、防護柵やなんかを、全くしませんと手離しでは、入ってイノシシのことやなんか混ぜて、まあそのお害があるということでございますけれども、どこが一番よろしいかというようなこともですねえ、適地適作ではございませんけれども、そういうことも感じながらですねえ、荒廢地になりそうなどこのようなところは、そういうものでもを育てていくというような方法も考えていけばなと思っております。以上でございます。

●佐竹議長

5番。

●岩根議員

確かにですねえ、私らはこれから農業ちゅうなあ、そういう形の中でせっかくいいアイデアを持っとつても、その場で終わってしまってる。ですから、やっぱり町長は、町を代表して引っ張っていかれる訳ですから、担当課にしっかりと、あのお力を与えてもらってですねえ、この計画をですねえ、やっぱり、やってもらわにやあいけん。いうのは、やっぱり、農地を守るのが前提ですので、是非ともですねえ、指導員をしっかりとって、JAともですねえ、相談をし、1つの道をつくっていただきたい。で、もう1つは、最後にお願したいのは、こういう計画書をつくって、そのまんま、机の引き出しに入れずに、や

っぱり、参考にしながらそれを基にですねえ、しっかりやっていただきたいというように思います。時間が来ますので、これで終わります。ありがとうございました。

●佐竹議長

岩根議員の質問が終わりました。

通告6、3番・栗原議員。

●佐竹議長

3番。

●栗原議員

栗原でございます。通告をしております「観光資源について」お伺いをいたします。町内の中心部を、広島県を源とする中国太郎・江の川が流れ豊かな自然が四季折々、町内外の人々の心を癒しています。また、江の川、ご承知のとおり、全国でも有数なアユの名川でもあります。しかし、近年は、不良が続き町外からの釣り客はほとんどなく、漁業組合員も減少の一途にあります。本年も6月1日、解禁となりましたが、例年解禁日には町外からの太公望が、竿を出している姿が受けられますが今年は一人も見られない状況でした。アユを増やす活動は各方面で取組まれていますが、改善は一向に見られません。アユは、この地域にとっても立派な観光資源であります。それを生かした、観光事業も考えられます。この資源を生かすために、町として積極的な取組が必要と考えますが、町長の所見をお伺いします。

●佐竹議長

番外、町長。

●景山町長

栗原議員のお尋ねの「観光資源について」のご質問でございます。近年、江の川のアユは、放流量に反比例するかのように漁獲量が減少し、歯止めがかからないと伺っております。平成23年と平成25年に行われた「江の川の天然アユを増やすためのシンポジウム」によりますと江の川下流域の範囲の漁獲量は、昭和59年の最盛期の500トンをピークに、平成22年には10トンまで減少し、江の川のアユの資源は非常に危機的な状態にあるとの報告がされております。全国的にアユの漁獲量は減少しており、原因としましては、河川の荒廃等、河川環境の悪化や気候変動、冷水病の蔓延、外敵生物の食害といったことがあげられております。県では、平成21年に江の川のアユ資源の調査を行い、その結果から産卵場のアーマー化が進み、有効な産卵場になっていない事に加え、産卵親魚が減少していることが明らかとなり、江川漁協により、平成21年以降、産卵場の調整や親魚保護区域・保護期間の拡大、浜原ダム漁道の遡上制限試験に取り組んでいると伺っております。また、近年の不漁により、漁業者や遊漁者の減少もアユ漁獲量の減少の一因ではないかと思われます。今年のアユの放流量は、浜原ダムの下流で39万300尾、上流で127万4900尾を放流したとのことでございます。議員、おおせのとおり、アユは貴重な観光資源の1つでもあり、町の中心部を流れる江の川に、釣り人がアユを獲る光景は町の

風物詩でもあります。町としましては、現在アユを観光資源とした取組に対し、支援をしておりますが、今後も支援を継続するとともに、清らかな清流を好むアユを、町を流れる江の川とともに全国にPRをし、美しい郷「美郷町」のイメージアップを図り、観光客の誘致に努めてまいりたいと考えております。以上。

●佐竹議長

3番。

●栗原議員

今、町長よりアユを増やす取組についてのご説明を聞きました。こりゃあ、あのお島根県の水産技術センターと漁業組合が共同で、今、天然アユの遡上を増やす取組をしておるわけでございますが、もう4年もう経ちました。もう後1年、5年、一応、5年を目安ということでもありますので、今年が最後だろうというふうに思っております。まあですが、このお、取組は、これあのお、高津川漁協が同じような漁獲高に陥って、県の方が、まあその施策として、まあ今、江の川でやってる事業やったわけでございます。当然、確かにアユは増えました。ですが、また、このお、今年になって、アユはもう、またあのお、天然遡上が少ないというような状況にあります。で、この施策は、あのお、浜原のダムを、の漁道をですんえ、これあのお、天然アユ遡上してくる、この魚道を遡上する制限を、まあ結局、ああして、まあ、上がらない、全くではないと思いますが、あがらない取組をしておる訳です。そういうような状況で、また、川床も整備もされていますが、これは、やっぱり自然を相手にしてる事業でございまして、中々、自然に対する、まあ、人がそれに手を加えるということは、中々、抜本的な改革にはならないというふうに思っております。今年、あと1年、様子を見るということでございますが、今年も天然アユの遡上は、どうも芳しくないというふうな、この江の川においても聞いております。また、組合員の減少、もう先お話ございましたが、これ今、現在、この島根県の江の川の組合員1200名余りだろうと思えます。で、組合員が毎年100名ぐらい、ずっと減っていったる訳です。脱会者が。こうなりますと、もお何年か経つてくと組合員もおらんような状態になってまいります。ですから、そのような時に、やはり町としても、こういう時に何か施策をする必要がないんじゃないかなということ、ちょっとあのお、お伺いしたところでございます。それであのお、アユが少なくなると、原因の中にカワウの被害があります。こりゃあ、あのお、もう数年、このカワウの被害については、漁協の中でも話が出ておりますが、こりゃあ、あのお、町のまず、協力がないと、中々、この駆除ということはできない訳でございます。こりゃあ、あのお、町の方へ被害の届出があるのか、ないのか、そこを、ちょっと、お伺いをいたします。

●佐竹議長

番外、町長。

●景山町長

栗原議員さんのお話でございますけれども、まあ、やはりあのお、アユが全国的にです

ねえ、減少しておるといのは事実でございます。長い間の気候変動、あるいは様々な要素があろうかと思えますけれども、今、お話のようにですねえ、カワウの繁殖、それから浜原ダムのお話がありましたけれども、漁道を遡上する訳ですけども、おりる道がないというようなことも言われておりますですね。で、産卵は海でやりますから、上がったのが、また帰っていく道がないというようなことも少し言われておりますけれども、特にまあ、こうした今、お話しのようにですねえ、組合員さんの減少、これも当然あると思えますけれども、様々な要素があった、あってまあ、減少になっておるといこととでございますけれども、これを町として、どうして支えていくかといこととでございますけれども、特にこのアユに関して町が、お手伝いをするといいますか何か策を助成するとか、いうものはございせんけれども、やはり、おっしゃいますように観光資源の中で、このアユというものは非常に重要な位置を占めておるといこととでございます。この前もですねえ、築漁のお話もいただきましたけれども、相当の経費を、お金もかかるようでございます。さらにまた、観光船をですねえ、以前は大和荘のところでやられておるといことと、これもですねえ、できれば復活をしてみたいと思っております。今、あのお、船がですねえ、一艘、陸揚げをしてありますけれども、即使えるといものでございせん、やはり船会社にですねえ、修理に出して、修理をして完全なものにしないと運行ができないとい状況でございますので、中々ですねえ、この近辺にこの船の修理をする場所がないといことが、1つでしております。で、どこかまで、そのお、運びながらですねえ、修理でもしていただかなければ、場所がないじゃないかなとい話もございせんけれども。これも1つでは観光の面からいいますと、大きな目玉になろうかと思っておりますけれども、これから少し協議を重ねてですねえ、できるものなら復活をしていきたいと、まあ、このように思っておりますけれども、まあ、既にそのシーズンに入っておりますので、まだ今年のところは間に合わんじゃあないかと思えますけれども、行く行くはですねえ、これも考えていかなければならないかと思っておる次第でございます。まあ、こうしたことでアユにつきましてはですねえ、中々この繁殖といいますか、増えないというのが大方のご意見でございますけれども、敬川ではですねえ、稚魚を育てて相当数が、この江の川にも放流をされておる訳でありますけれども、中々それだけの効果がないというのが現実のようでございます。こうしたことで、非常に大事なアユでございますけれども、なんらかの手は打たねばならないと思っておりますけれども、これとい決め手になるものが今のところございせん、そういう状況が続いておるのが現状でございます。

●佐竹議長

3番。

●栗原議員

カワウ被害について、ちょっと、お願いをいたします。

●佐竹議長

番外、産業振興課長。

●鳥田産業振興課長

カワウ被害については、勿論あると、あるというふうには伺っております。これは、あのお、有害鳥獣の駆除にまあ、当たりますので、有害鳥獣としての認可をして駆除していただくということになろうかと思えます。ただし、今までの中では美郷町の方に、これを有害駆除ですので、駆除の許可をいただきたいと、いうことに対しては直接は来ておりません。はい。ただし、あのお、これ2年ほど前ですけども、漁協とうちの鳥獣担当者、プラス県ですけども、一緒に漁協の方で協議をしております、下流の方ではカワウを捕獲して、有害として捕獲しているという話を伺っております。それから、上流の方が美郷の方で、カワウについてどうだろうかということで、うちの方が有害の許可を出せることは出せるんですけども、獲る方がいらっしやらないというのが、1つありました。それで、うちの方で提案させていただいたんですけども、調査捕獲というのがございます。これは調査捕獲として許可をもらってですねえ、例えば江津でやっておられる駆除の方、この方が美郷まで来てですねえ、その調査捕獲をしていただくということについて、やったかどうか、という提案もさせていただいたことがあると思えますので、まああのお、そういうような格好で調査捕獲という、まあ、駆除班の人が直接撃つのではなくて、まあ、中々、撃たれる人がないもんですから、調査捕獲になれておられる方が調査捕獲の許可を取ってですねえ、上流の方まで来ていただく、そういうような手がとれないかなという提案はさせていただいたことがございます。

●佐竹議長

3番。

●栗原議員

今、あのお、捕獲といいますか駆除についての説明をお聞きしましたが、これあのお、地域には、ほいじゃあ、こりゃあ、あのお、駆除ということになると猟友会の関係になってくるかと思えますが、これ地域はもう猟友会ちゅうのはない訳なんですか。例えば、美郷町。

●佐竹議長

番外、産業振興課長。

●鳥田産業振興課長

うちの方は、有害の駆除は、駆除班で行っております。で、駆除班の中に猟友会の方もいらっしやいますし、まああのお、そういうことで対応できる駆除班の人がいらっしやったらですね、そこで対応していただこうかなと思っております。ただ、駆除班の中でカワウについてどうですか、というお問い合わせをしておりますが、ちょっと、カワウは川が狭いというようなことや、撃てるところが中々ない。それから、まあ、撃つ人も中々、その時は駆除班の方は、ちょっと、ようやらんあ、というようなこともおっしやったようです。

●佐竹議長

3番。

●栗原議員

今の駆除の方法ですが、これあのお、駆除の許可が出て、で、こりゃあ、まあ、ダム周辺には、これあのお、保護区が当然、ここの方は、駆除の対象にはならないと思いますが、それ以外の場所で、例えば、聞いてみますと対岸に民家があったら中々、難しいとか、あと通行する道路があったら難しい、そういうことになると、中々、こりゃあ、あのお、駆除の場所がないということになります、これはもう、今のようなことで、まあ、例えば、対岸の今の住民の方に説明をして、何時、何時、このような駆除をするんで、できるかっというようなことは可能なんですか、これは。

●佐竹議長

番外、産業振興課長。

●烏田産業振興課長

そこまでは、ちょっと、考えておりません。あのお、まだ、頭の中にありませんが、うちが提案させていただいたのは、やはり、あのお、対症療法的な、あそこにウがいるから、あの川にいるから撃ってくださいと、いうところではなくって、やっぱり、あのお、コロニーがあります。営巣地がありますので、そういうところをですな、あのお、江の川っていうのは、まあ、ウというの、あのお、うちだけに居るもんじゃないんで、江川全体的に生息している。そこで、これは全国的に成功している例ですけども、ウを駆除する調査隊、調査隊じゃないですけども、研究している研究所はあります。そういうところとも連携をしながらですな、やったらどうかというご提案もさせていただいたり。ただ、すぐにやうろかということになると、やっぱり調査捕獲という手が一番いいんじゃないかなということで、ご提案してもらったというところでございます。

●佐竹議長

3番。

●栗原議員

駆除については、今の調査捕獲というような方法があるということでございますので、できるだけ早急に今、もうあのお、川の方も漁が始まっていますので、今ということには中々、難しいとは思いますが、また、漁期が終わった後、早急に取組んでもらうというふうにお願いたいふうに思います。また、観光面のことで、ちょっとお聞きをいたします。町の観光協会のホームページを、ちょっと拝見をしました。こりゃあ、あのお、マップがありまして、マップの中を、ちょうど大きな江の川が中央部を流れてあります。川を使った、まあ、色んな、あのお、取組について記載がありますが、この川、まあ、こりゃあ、あのお、カヌーはありました。ですが、アユに関すること、当然、この大きな川ですので、やはり、そういうとこの取組が必要だというふうに思いますし、そういう記述が全くない訳です。現実に、先ほど、町長が申されましたが、観光船の取組、また、築、もあります。

このものが、その中に全然ないわけですよ。やはり、これは観光、今のマップの中に今の、せっかく、水と緑というように町も謳っとる訳ですので、やはり、川に対しての取組をしとる事業については、やはり、そういうものの中には載せるべきではないかなというふうに思っております。それと観光船につきましては、どうも聞いてみますと去年は全く運行がなかったというふうに聞いております。どうも船が壊れとるということで、これ直して何とか復興させたいというふうに話をされました。観光船につきましては、これは従前、地域といいますか、従業員の方でなしに付近の、周辺の方が、どうも操船をされとったという経過がありました。これあのお、これから復興をされるということになりますと、そういう方をお願いをするっていうことでなしに、やはり、その施設の従業員の方に資格を取ってもらって、何時でも、やはり対応できる体制をとるべきではないかなふうに思いますが、いかがでしょうか。

●佐竹議長

番外、町長。

●景山町長

栗原議員さんから参考例として、お聞きしましたけれども、やはりですね、前は資格者、運転の、免許の方がいないということも一時ございましたけれども、今、この最近、聞きますと数名の方が、資格があるということでございます。ただいま大和荘の職員の中でというお話ございましたけれども、これはまあ私も聞いてみないとわかりませんけれども、本来であれば、そこに勤めてですね、免許の方がおられて、何時でも要望におこたえするという体制のほうが一番かと思っております。今、観光資料の中にアユのページが、アユに関するものがないということもありましたし、ああして観光船のこともないということでございますが、まあ今すぐ、そのお、観光船を出しても、実際には運行をしておらないということもある訳でございまして、運転がですね、再開できる見通しがたてばでございますけれども、今は、それは載っておる、がないのが事実でございます。行く行くはですね、やはりこのお、江川の資源というものを生かしながら、アユをいかしながらですね、こうしたことをやっていけば、非常に町民の皆さんは勿論でございますが、町外からもですね、昔あった観光船を復活しなさいよと、いうのを耳にしますので、私もその辺りを考えていかなければならないとまあ、思っておるところでもございます。先般も、栗原議員同席でございましたか、船も見学をさしていただいて、中の方の修理を要することも見せていただきましたので、これから少し検討させていただきたいと思っております。以上。

●佐竹議長

3番。

●栗原議員

あわせまして築漁のこと、ちょっと、お聞きをいたします。これも町長の方からご意見がございましたが、これあのお、今、都賀西の雨瀬というところに築があります。これあ

のお、江の川でも一つの、1カ所しかありません。江の川の、この築というのは。で、全国でも、この築を使った観光事業というのは、築の大小を問わず、色々まあ、あのお、築があるわけですが、これは、どこも今の観光資源として活用しておるところでございます。で、残念ながら当築につきましては、どうも、まあ、余り活用がされてない。以前、観光協会の事業のところだったかと思いますが、もう少し、せっかく町に、観光協会も入ったんで、町長が今の観光協会の会長におられるんで、何とか、その部分を観光に使うべきではないだろうかというふうに、ちょっと、ご質問したことがございます。せっかくですので、あのものを、今、先ほど話をしましたが、組合員の減少、これは、どういうところがあります、アユがとれないのか、確かですが、やはり、あのお、組合員が高齢化になると、あと後継者いない。それと、やはり、一番の原因は、子どもがあまり川遊びをしないということが原因になっておろうかと思えます。で、他のところの、その築の、そのお、どういような事業をしとるかと思ますと、やはり、その中の事業の中に子供たちに築を体験学習させる。漁業の体験をさせるということが、かなりの築の方で、やっておりますので、やはり、そういうようなところで使って、少しこの築をですねえ、もお、勿体ない施設ですので、どうも昨年は、これあのお、あその築は使われなかったようでございますが、今年はどうも、復活をしたいというふうに聞いておりますので、で、町も何とか観光の方で使える様な形をとってもらって、これを運用していただければなあ、というふうに思いますが、いかがでしょうか。

●佐竹議長

番外、町長。

●景山町長

いま、築漁のお話でございますけれども、昔はですねえ、築漁、火振り漁というのがあったようでございますけれども、今、築漁が相当の経費を要するというのを、お聞きしています。中々、観光としてですねえ、こうした漁法、漁をする方法でございますけれども、昔からの伝統的なものであると思っておりますので。これも、今すぐ、どうこうではございませんけれども、やはり、こういうものは、また、次の世代に引き継いでいくべきものであろうかと思っております。また検討させていただきます。

●佐竹議長

3番。

●栗原議員

時間もそんなないかと思いますが、最後になろうかと思いますが、あのお、地域で取組んでおられる事業に江の川アユ、尺アユ釣り大会というのがあります。もう今年で、6回を迎えるでは、まあ、今年も日にちが決まっておるようでございます。先般、10周年記念の切手シートが発行されまして、その中に尺アユ釣り大会の、いまの切手があつて、もう地域の人も大変に喜んだんではないかなあというふうに思っています。で、この大会について、地域で、やはり、取組んでいますので、運営面で6回、7回を迎えますと、中々、

きびしいところがあるかと思えます。できれば、まあ、冠で「美郷町江の川尺アユ釣り大会」という名が入れば、一番いいんですが、できれば、この部分についても、協力ばかりの願いで、こりゃあまあ、地域が一生懸命取組んでいる事業でございますので、どうか、この部分についても、何とか協力していただきますようお願いしまして、また、アユの、こりゃあ、もお、アユが獲れなければ、なんにならん訳でございますので、どうか、このアユの取組につきましても、町と、漁協ともまあ、一体となる事は中々、難しいとは思いますが、町の方もアユが増えるような、施策をお願いしまして、質問を終わります。

●佐竹議長

栗原議員の質問が終わりました。ここで、3時10分まで休憩をいたします。

(休憩 午後 2時52分)

(再開 午後 3時 9分)

●佐竹議長

会議を再開いたします。

通告7、8番・安田議員。

●佐竹議長

8番。

●安田議員

それでは、一般質問の最後になりましたけど、通告しています2問について、お尋ねをいたします。1点目は、トマトハウスという表現にしていますが、トマトとイチゴというふうに解釈して下さい。その進捗状況についてであります。先般、27年度事業の視察を5月8日ですか、現地視察を議会の方でさせてもらいました。まあ、その時に感じたことなり、また、その後の進捗状況を、お伺いたいと思えます。先般、27年度事業の視察の際、村之郷1・布施が8棟、布施の1が8棟、布施の2が3棟、それから、栢谷の37棟、村之郷2の3棟、小松地がイチゴですけども6棟、合計で57棟と、選果用機器の導入、または交流施設の建設等々を計画されて、申請をされましたが、その後の進捗状況をお伺いします。まあ、この事業ですけども、産業建設常任委員会3回、また、全員協議会等々で説明され、私は全員協議会の方で説明を受けた訳ですけども、農山漁村活性化プロジェクト支援事業の概要という事で、2月24日の全員協議会で説明を受け、ハウス建設57棟と選果用機器導入、また、交流施設の建設計画を申請されたとお聞きしました。まあ、あのお、今後の、策定を計画している、まち・ひと・しごと総合戦略の核として推進して行くことと、また、米価格の下落に歯止めがかからない農業情勢の中にあって、今後の農業振興を担う大きな事業となる事と思うと、そういう具合に位置付けて、この申請がされたとお聞きししています。まあ、そういう中でですねえ、その後、どのように進捗しているのかを、伺いたいと思えます。更に、次の3点についてですねえ、併せてお聞きしたいと思えます。1点目は、定住人口を確保し、農業生産額の拡大と交流人口の拡大を狙うとありますが、具体的には、どのように考えておられるのか。2点目に今、考えてい

口の増加については交流施設の設置による、交流体験事業の展開による交流人口の増加で、980人の増加を見込んでいます。

2点目の水の確保についてですが、規模の大きな栢谷地区に懸念があるところです。全員協議会の中でもご指摘があったように、資源の乏しい地区でございますので、今後、水源調査を行い事業実施に踏み込んで行きたいと思っております。現在、この地区の水源調査の方法を協議しておりまして、今月中に調査の方法を確定して行く予定です。可能性がない場合には他の地区への振替も視野に入れておりますが、まず、当地区への設置を前提に調査を進めてまいります。

3点目の入植者の見通しですが、先程も申しましたように、年間を通じて20回以上の全国規模での就農相談もあり、この機会を活用させていただくことや、地元の意向も勘案しながら入植者の確保に努めてまいります。また、奥出雲への視察もいただきましたように企業の誘致で、雇用を拡大していく選択肢もある所でございます。以上。

●佐竹議長

8番。

●安田議員

今、1つ目の質問について、ご答弁いただいた訳ですけども、まあ、あのお、1番目のですねえ、定住確保については、人口改善率0.6%ですか、28名の確保で1名が8棟、1系列8棟ですか、で、4名ということの説明がございました。まあ、あのお、どういたしますか、計画、まあ、それぞれ、あのお、全協で色々説明を聞きました。大変、膨大な資料ですねえ、中々、全体を見るとというのが、あれですけども、まああのお、確かに、先ほど説明がございましたけども、整備面積が18,360㎡、それからイチゴについては、まあ、2,040㎡ということで、それぞれ金額も言われました。まあ、イチゴについては、まあ、出荷量と観光農園分と言うことですねえ、1,066万9千円の、まあ、売上といいますか、ミニトマトについては、7,438万という、まあ、金額を、まあ、はじき出されています。まあ、そういう中で、私は、このことで一番なのがですねえ、あのお、人の確保だと思います。まああのお、説明資料を読みますと、27年度にですねえ、28年度建設計画の入植者を、まあ、募集し、入植者が決まらない内には、建設を考えていない、とやらですねえ、まあ、新規入植者についてはですねえ、28年度中に農業研修していただいて、29年度から、あのお、出発してもらおうと、入っていただくと、ほいで、どういたしますか、研修期間にはですねえ、国の就農給付金、準備型っていうのが書いてありましたけども、まあ、150万うけて、研修させるんだと、その一番最後にですねえ、入植者の見通しは、かなりの確率で応募があるんじゃないかという見通しも書かれておりました。今、町長のほうからも、年20回の、そのお、就農の説明会とか、そういう機会があるんだと、まあ、そこでしっかり、説明してですねえ、まあ、入植者を募るんだと、ということも言われましたけども、まあそれと、大学生とですかあ、農業大学校なんかとも、しっかり、コンタクトをとってやるんだということも、説明があったところでありま

すけども、まあ一番は、これだけ大きな、膨大なお金をかけてですねえ、全体計画としてやられる訳ですんで、やはり、絵に描いた餅になってはいけないと、まして、先ほどもちょっと、触れましたけども自己資金ですねえ、私は450万っていう数字を書きましたけども、資料ではですねえ、どういいますか最低440万ぐらいは必要ですよということが、資料には書いてありました。そういう中ですんで、この事業がですねえ、あのお、ほんと、先ほど言いましたように、棚からぼた餅じゃあなしにですねえ、絵に描いた餅になっては、まったく、だめなことなんです、まあ、そういう意味ですねえ、まあ、これから、どんどん、中身的に進んでいくと思います。今年度は4,700万ぐらいですかねえ、当初予算がついておりました。中身を聞いてみると、村之郷の事ですかねえ、の方でのトマトハウスのほうが、実際に今年度、測量か何か含めて一部工事の着工されるということをお聞きしております。まあ、ああいつてさっき言いましたように、村之郷は、どういいますか、2のほうですから、3棟ですねえ、先に発車する訳ですけども、あとのことについてはですねえ、布施の3棟、それから村之郷の1の方の11棟と栢谷でねえ、栢谷が37棟ということで、一番、大きい訳ですけども、あれとまあ、小松地が6棟ということですけども、今後の、どういいますか、予定とどういいますか、進めていくスケジュール的な、あれが分かればですねえ、まあ、今、予定だと思うんですけども、それを一つ、お聞かせ願いたい。

●佐竹議長

番外、町長。

●景山町長

安田議員の先ほどの質問でございますけども、やはり、人員の確保ということが一番にということをおっしゃいましたけれども、人員の確保については、先ほど申し上げましたとうりでございますけれども、まあ、やはり大きな事業でもございますし、これを一変にやるという事でもございませんで、まあ、5年かけてやる訳でございます。そうしたことで、何としてもですねえ、この事業を成功させたいと、このようにおもっておるところでございます。詳細にわたっては、担当課長から申し上げます。

●佐竹議長

番外、産業振興課長。

●烏田産業振興課長

ご質問の今後のスケジュールというところでお答えをしますが、今年は先ほど言われましたように、村之郷2の3棟の計画を着手すると、で、まあ、地元との協議もありまして、45mハウスを3棟と計画しておりましたが、今45mを1棟と80mを1棟と、それぞれ1棟というふうに計画を今、詰めているところでございます。まあ、これは、着手は、稲刈りが終わってからというふうになろうかと思えます。それから、今、一番、急いでおりますのは栢谷地区の水源調査でございます。今、3社から水源調査の方法について、提案をいただいております、それをまとめまして、こちらの統一的な水源調査の方法につ

いて決めて、調査を行っていただくかなというふうに予定しています。

何分にも予算が、国の予算が要望の3割程度しか、今、ついておりません。これは全国で非常に要望が、倍ぐらいあるという事で、どうしても新規地区については、ちょっと少な目という事でございまして、これから先も、非常にあのお、年度ごとの予算配分が思ったように付かないというところが、ちょっと懸念されております。ですから、進捗についても本当は、今年は1億4千万ぐらいまで事業費をやりたいんですけども、そのところは、どうしても国のほうが、今年の配分がなかったという事でございます。まああのお、国の配分を見ながらですねえ、それに見合ったスケジュールを今後、立てていきたいと思っております。まあ、今年のスケジュールとしては、先ほどのスケジュールでございます。

●佐竹議長

8番。

●安田議員

今、あのお、課長に説明を受けた訳ですけども、非常にまあ、全国的には予算が付きかねると、3割程度しか予算が付かないという事ですけども、今後のですねえ、今年がそういう状況なら今後も中々、予算が付かないようにも思われるんですけども、あのお、一応、今さっきの説明で5年をかけて、この事業をやっていくんだという事でございますけども、見通しが違やあですねえ、国の予算の事ですから、あれですけども、5年間の内には、そのお、6億5千200万を消化するだけの予算が付くという様に思われているわけですね。そこら辺をちょっと、お願いします。

●佐竹議長

番外、産業振興課長。

●烏田産業振興課長

あのお、計画としては、全体がされております。ですからまあ、国の方もこれを認めているというふうに、私等は受け取っておりますけども、活性化プロ事業の、まあ、全国で2倍ぐらい要望があるという事がありまして、実はこれはまああのお、3年が一応、区切りの事業でございます。来年、再来年と、終了してくる地区が出てまいりますんで、そこら辺で少し予算が、緩んでくるのではなかろうかなあと期待しております。それと、最初があのお、当初の計画の時、局のほうへ出した時は、うちとしては5年間の計画で出しました。最初は、で、それをですねえ、3年間でやれという指示をいただきましてですねえ、3年に組み替えた経過がございます。それをやった後に、国のほうが、局のほうが、実は要望が多くて、お前のところには最初だけえ我慢せえというようなこともありまして、かなり減ってきたという状況があります。で、その時、言われたことですが、今年、来年は、事業が重なっているんで、終了地区が出てくれば、予算としても少しは余裕が出てくるというようなことを伺っています。

●佐竹議長

8番。

●安田議員

そうすると、5年でなしに3年でやんなさいということですか。それをまた、多いからという事で5年に戻ったという事ですか。そうですか、まあ、いずれにしてもですねえ、あのお、この問題、5年の内には、やっていかなければいけないということですので、あのお、先ほどから言っていますように、一番は人の確保、入植者の確保だという様に、それが一番だとなんぼおいしいことを、なんかあのお、あれして、計画してもですねえ、人が入って来なくちゃあ、なんだい意味がない。まあまたあのお、今日の一般質問でもありましたけども、まああのお、町内では中々、年寄りが多くて、あのおこのお、事業へですねえ、よーし、ひとつ、やってみちやろうか、というような元気のある人は、そうそういないんじゃないかと。あのおまあ、「むらじ」さんが第1号でやられたんですけど、そこはまあ、ああいって今日もあったように、法人格を持った、しっかりした団体ですんで、乗り切られるんじゃないかなあと。まああと小松地についても、村之郷の1の方も、そういうことで、あのおある部分では、あのお地元の体制といいますか、そういうものもある程度、整っていますけども。まあ果たして、そん中でですねえ、よっし、やろうという人がどれだけ出るかというところもありますけども。まあいずれにしてもですねえ、そこらが一番、大事なことで、まああのお年20回ばかりの、その就農関係の説明会なりですねえ、そういう場へですねえ、どんどん出かけて行って、あのお人の確保に最善の努力をして、何としてもこの事業を成功さしてもらわんと、冒頭に言いました様に、米の米価が下がって、このお米生産が大変な時にですねえ、それに代わるもんだという位置づけがされている訳ですから、まあ、そこらも含めてですねえ、是非、成功していただきたいし、失敗は絶対許されないという様に思います。その点、十分、担当課なり執行部としてですねえ、あのお心に刻んでいただいて、進めていただくようお願いをいたします。1問目を終わります。

●佐竹議長

番外、町長。

●景山町長

安田議員の2点目のご質問「都賀西の水施設について」でございます。現在のミネラルウォーター工場の状況ですが、設備整備に関しましては6月の初旬に最終的な点検を終了し、稼働できる状態になりました。先週の月曜日に、原材料であるプリフォーム30万本が、浜田港から工場のほうへ到着しております。出荷先2社との契約を進めているところだとお聞きしていますが、その契約が整いますと、7月から出荷のための製造を行う予定です。

●佐竹議長

8番。

●安田議員

質問の冒頭にも、ちょっと言いましたけども、あのおウォーターを持ってきてもらいま

したので、あ、できたんだなと思いましたけども。まああのお、私はこの前の視察です
ねえ、大変、不細工なところを議員さん方に見せたなというふうに思っています。まあ、
あの、あっこでは、たぶん、ばちっと、いくだろうということで、我々も、そこへ連れて
行っていただいたんだという様に、まあ思いますけども。まああのお、今のペットボトル
を膨らませるとこと、それから最後の水の充填のところですねえ、あのお、大変、あの
おどういいますか、失敗があったりですなえ、あれしてあのお、これいったいどうなんか
なという様に、まあ、実は、私は個人的にも思いました。あのお、私があえてこれを取り
上げたのはすねえ、あのお、あれであります、あのおまあ、都賀西の水の施設だけでは
なしにすねえ、例えば、Vジャパンの事とかですなえ、他にも今日まで、町で取組んだ
事業の中で中々、成功していない事例といえますか、本格的稼働していない事例が、いく
つもあります。まあ、そういうことも含めてすねえ、この質問をした訳でありまして、
やはり、あのお、物事、他の議員さんも言われたことがありますけども、物事を進めてい
く上で、実施すればすねえ、それがどういう具合になつとるかという検証。また、なっ
てなかったらどうすればいいか、一日も早い、まあ解決を皆ですなえ、知恵を絞ってや
っていかないと、私は町民の信頼といえますか、町民の不信につながっていくという様に、
常に思っていますので、そこらをまあ、一番、まあ言いたかった訳です。あのお、この水
については、先ほど6月の初旬については30万本、そのおペットボトルの原料といいま
すか、そういう具合に受け止めたんですが、違いましたかいね。まあ出荷先もまあ2社、
あれして、いつ浜田港から出荷するかというようなところまで至っているとのことす
ので、私が危惧しとった、そのお、工場でのすねえ、そのお工程の中は万全というように
受け止めてよろしいんでしょうか。再度、お願いします。

●佐竹議長

番外、町長。

●景山町長

安田議員の、これまでの事業について、まあ成功したものがないという、まあ、お話で
ございましたけれども、まあやはり、これもすねえ、経過をしていく中で、こういう状
況になったという事でもある訳ですけれども、ペレットの問題にいたしましても、かなり
期待しておったところでもありますけれども、中々、思うようにいかなかったというのが事
実でございます。まあ全て、これでという事に、まあ、他にもありますけれども、こうし
たことも考えていかなければならないという事は、十分、承知をしております。今、水
の関係につきましてもすねえ、さっきどうだろうかというお話でございますけれども、
今、先ほど申し上げますように、何とか量産できる状況で、主に中国へ出荷先を求めてい
るようでございます。そうしまして、ここでかなりの量が、注文を取りながら、今、2社
ほど注文が来ているという事でございますけれども、今後は会社の方ですなえ、経営努
力をしていただかなければならないと思っておるところでございます。まあ、この関係に
つきましても担当課長から、お話を申し上げます。

●佐竹議長

番外、産業振興課長。

●烏田産業振興課長

今、30万本プリフォームを輸入したというところでございます。これでもう100%なんだという気持ちは、ぼく自身は、まだちょっと、心配なところはあります。で、ただこれがですねえ、量産をですねえ、続けていくという事に関して、まだ経験がないところではないだろうかなと思っております。で、まああのお、この間、ペットボトルがぼろぼろ落ちていたという現状もある。で、そこら辺については、物理的な問題なので、まあすぐ解決はした訳ですけども、やはり、契約をとってですねえ、それをお金にしていくことが、非常にあのお大切なものではなかろうかなと思っております。今、30万本の2件、契約の締結までは至っておりません。この工場が稼働するという事で、取引先から見に来てですねえ、どんな状況かというところではじめて。それから、まあ、果たして経営計画にある利益がですねえ、出て来るのだろうか、というところは、そりゃあ、心配もありますけども、これで、まあ、2年以上もかってですね会社の方も、何とかここで操業して行こうと、いうことで頑張っておられておりますので、まあそのお、心意気をですねえ、受け取って、そしてまた支援もしていきたいと、いうふうに思っております。

●佐竹議長

8番。

●安田議員

はい、あのお、時間も、そろそろ来たようですね、あれですが、要は、初期投資といえますか、あのお、人を理解する、あのお、部分で、まあ、町単でですねえ、まあ、投資しとる部分、これもさることながら、やはり入ってもらった以上はですねえ、今、課長が言われるように成功してですねえ、量産はまだまだ、ということですけども、まあ、だんだんにですねえ、あのお、当初のお話じゃあ、400万本とかいうような数字も聞きいた記憶がございましてけども、まあ、そこへ行くまでには、まだまだかも分かりませんが、まあ、いずれにしてもですねえ、まあ、機械が順調に動いて、徐々にですねえ、販路の方も確保していけばですねえ、それなりに実績が上がってくるというように思います。そういう意味でですねえ、やはり行政として、やはり、あのお、そこへ行ってですねえ、声掛けと申しますか、どうなんだあ、というところをですねえ、やはり行政の方も業者の方に行ってですねえ、ひとつ声掛けして言いつ放しということになしに、やはり指導という立場でですねえ、あのお、ひとつご尽力を願えればと思います。以上で、終わります。

●佐竹議長

安田議員の質問が終わりました。以上をもちまして、本定例会に通告されておりました一般質問は、全て終了いたしました。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

次の会議は、明日16日、定刻より開きます。

本日は、これもちまして散会いたします。ご苦労さまでした。

(散 会 午後 3時47分)